no.252
1985年 1/15
アミューズメント通信
JANUARY 15, 1985
ゲームマシン

GAME MACHINE
Game Machine Magazine is published twice monthly on the 1st and 15th of the month by Amusement Press, Inc., 9-16 Kamiyamacho, Kita-ku, Osaka, 530 Japan. Subscription rate: Japan ¥7200; Overseas (air mail) - US$70.00 per year.

毎月2回(1日・15日)発行　昭和56年10月17日第3種郵便物認可　発行所　アミューズメント通信社　編集・発行人　赤木真澄　〒530大阪市北区神山町9-16(山名ビル)　☎06(314)0309　定価300円　年間購読料7,200円（送料共）

参院「風俗営業等に関する小委員会」第2回会合

8号機で当局と相異 引続き検討で〝保留〟

志苫氏の第2次意見書でさらに活発な討論

参院・地方行政委員会「風俗営業等に関する小委員会」（岩上二郎委員長・自民）の第二回会合が十二月十三日に開かれ、志苫裕氏（社会）から第二次意見書が提出されるなど活発な議論が展開された。第二回会合は主に新風営法に基づく国家公安委員会規則と総理府令について、それぞれ「考え方」を警察庁が委員会に諮るという形式で進められたが、志苫氏に代表される小委員会側は「ゲーム機の規制のあり方については引続き検討する」との地行委員会決議のもとで、「八号営業の対象となる遊技設備」については警察庁と主張が対立したままで、「保留」扱いとなっている点が大いに注目される。

つまり「八号営業の対象となる遊技設備」は国家公安委員会規則で規定されることになっているが、その規定の内容いかんによっては「八号の風俗営業」となるかどうかが決まるわけであり、小委員会段階ではいぜん立法府と行政府の意見が異ったまま進められていることになる（結局これら規則と府令は五十九年中には公布されず、年を越した）。

警察庁中山保安部長が府令および規則の考え方を説明

同小委員会では、十月二十三日の会合で新風営法に基づく「施行令案の現段階における内容」などが警察庁・中山好雄保安部長から説明されて始まったのに対し、十二月十三日の会合では新風営法に基づく「総理府令及び国家公安委員会規則の考え方」について中山部長が説明するところから始まった。この中で、中山部長は実際に国家公安委員会規則を制定する際には、少年指導員に関する規則や風俗環境浄化協会に関する規則など別々の規則として出す予定であることを明らかにした。

これに対し志苫氏はまず、同氏提出の「第二次意見書」について説明。同氏は十月二十三日提出した意見書について「小委員各位からもおよその賛同が得られたもの」とし、警察庁からも八号営業機などの点以外では多くの部分で了解されたが、後日警察庁から口頭で見解が示され、まずそれらを整理したと「第二次意見書」第一項を説明した後、府令・規則の考え方の問題点を次々指摘した。

うち〝八号営業機〟については、遊技機によって分けられないとする警察庁に対し「（なおペンディング）」と示し、意見書第三項①で志苫氏は「これは一番長々と議論したところである。考え方としては、これ（健全なTVゲーム機）もひとつの文化のありようであり、我々としてはやはりなお検討を加えていくべきだし、警察庁も謙虚に検討を加えていくべきである」という主張にとどめた。これは小委員会側と警察庁側で意見の相異が強く残っている箇所であり、小委員会では警察庁と連絡を保ちながら今後も〝引続き検討〟の姿勢を崩していないことを示すところである。

「店舗」と「施設」で不満意見 不都合な下位法令は改正も

志苫氏は第一次意見書で指摘した約百十五項目に対して、警察庁から口頭で見解が示されたのが十六項目である意味についてただしたが、中山部長は「百十五あったうちどうかなと思うものが十六あったが、それ以外はまことになるほどという趣旨で採り入れた」と説明した。中山部長は「なるほどと思うものは」採用する姿勢を示したほか、①通達については行政、捜査上の秘密に当たらないものはできるだけ提出する。②施行条例の制定状況及び制定内容については集約し報告する、など約束した。

また志苫氏はいくつかの質疑のうち、八号営業の規定文中「店舗それに類する区画された施設」の説明に疑問があるとして追及。これに対して警察庁の古山剛防犯課長は「社会的実態として独立性のあるものは店舗、そういう独立性のないものは区画された施設」と区別し、区画された施設のうち施行令で除かれるものは除外される、と説明。

旅館などでゲームセンターを旅館主でなく別の人が経営している場合は、「経営主体が違うものは社会的に独立したもの」であり店舗に当たる、との主張を貫いている。

これらの警察庁の説明に対して志苫氏のほか、松浦功氏（自民）も反発し、ホテルの娯楽室を例に「そういうものを施設だとか区画だとかいうふうに考えることは、社会常識に当たらないのではないか。そういう言い方をしていると、いつまでたってもみんなわからない」と不満を述べている。また神谷信之助氏（共産）も同様に旅館の娯楽室を例に店舗とは言えないとし、「見通しがきくかきかないか、ゲーム機を管理する者がいるのかいないのか」が、法の目的たる賭博防止の賭博に関係があるのではないか、と指摘している。これらの討論では、管理者がいない所で客同士が（賭博を）することまで規制できないとか、管理者がいなくとも著しく射幸心をそそる機械であるかどうかが問題であるとか、の意見も出ており、結局は「八号営業機」の規定のしかたと関連してくるが、警察庁側は「店舗と区画された施設」の区別についてのこれまでの答弁を繰り返して終始した。

これらに関してはすでに十一月七日公布された施行令の第一条で示されている事項で、ホテル・旅館、大規模小売店舗、遊園地などで「区画された施設」として条件を満たすものだけが風俗営業の対象外になるわけで、経営主体の違う場合など「社会的実態として独立性のあるものは店舗」として風俗営業の適用を免がれない、と警察庁は一貫して説明している。しかし「店舗と区画された施設」の線引きは明らかにするよう志苫氏は要望している。

松浦氏はこの会合の終りに当たり、意見書はできるだけ採用すること、また下位法令が法目的に照らし不都合だと分かれば相談の上即座に改正するよう求め、中山部長はそうすると約束している。

社会党・志苫氏提出の「意見書」（12/13）抜すい

（第二次意見書の構成は
一、第一回小委員会及びそれ以降の議論について
二、「総理府令についての考え方」について
三、「国家公安委員会規則の考え方」について
四、本法施行の前提要件について
五、審議の中心となった条項の検討課題——
で、うち「三」の「①」のみを次に抜すい）

① 八号営業の対象となるゲーム機の指定については、例えば占い機、腕相撲機等は除外し、野球、テニス、宇宙もの、モグラたたきなどは対象とするなど常識的に考えて賭博の恐れや射幸心をそそるものという法の主旨からはずれ、テレビゲームという文化への介入という色彩の濃いものとなっている。トランプ、花札、等のものに限定すべきである。

「新風営法」施行条例すべて可決

47都道府県で 全面改正、公布へ

新風営法（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）に伴なう全国四十七都道府県の「施行条例」がそれぞれ十二月中に可決成立し、そのほとんどが昭和五十九年中に公布となった。

これらはすべて現行法（風俗営業等取締法）施行条例の改正という形をとって行なわれているが、新風営法自体がこれまでの条例事項を大幅に取り込んでいることから、事実上「一部改正」でなく「全面改正」になっているのが特徴的である。実際、四十七都道府県中八道府県でのみ形式上「一部改正」となっているが、それでも内容的には現行条例から引継いだ箇所は三ヶ所程度となっており、事実上の「全面改正」と受けとれる。

新風営法施行条例の可決状況は、千葉県が十二月六日で最も早く、公布も十四日と最も早い。また最も遅かったのは栃木県で二十五日に可決、二十七日に公布している。しかし公布を基準にすれば年内では仕事納めの二十八日公布の福岡県があるが、事実上の公布日では年を越したところもあり、年末のあわただしさの中でこれらの作業が進められたことを示している。しかも、今回の施行条例作成についても警察庁防犯課はモデルとなる「条例基準」を作ったり示したりしなかったとしており、また国家公安委員会規則や総理府令なども決定されていない時点での施行条例作成作業であり、担当官や関係者は相当苦労を強いられたもようである。とくにスロットマシンなどギャンブル機での遊技を青少年に禁じている青少年条例のあるところでは、年少者の入場で頭を悩まされたところもあったもようだ。

なお各条例とも各都道府県公安委員会規則への委任を盛り込んでいる。

【3めんに関連記事】

NAOに代る全国連合会組織を

JAMMA第22回理事会で検討、促進の方向

日本アミューズメントマシン工業協会（本部東京、中村雅哉会長、JAMMA）では十二月十八日、東京・永田町のTBRビルにて第二十二回理事会を開き、新風営法問題などについて検討した。会議の流れは①会員資格など、②第22回AMショー剰余金処分案、③その他雑件、④新風営法問題の順。同理事会後は第22回AMショーの最後のショー委員会が開かれた。

新風営法問題については施行政令の「考え方」から規則、府令の「考え方」までの警察庁提出資料、参院・小委員会での社会党・志苫氏意見書などの資料に基づき、日南専務が経過と問題点などを説明、討論した。議論した結果大要、全国のオペレーター代表としてNAOに代わる全国各地のオペレーター協会連合会作りが急務であり、このため中西副会長が会長をしている東京都アミューズメントマシンオペレーター協会（TAMOA）がそれを呼びかけることになり、当面TAMOAが中心となって各地の協会に呼びかけ、十二月二十二日に準備会、二十六日に設立総会を開く予定で進めることになった。なお準備会メンバーは各理事が分担し招くことになり、このTAMOAによる連合会作りにJAMMAが全面協力することが確認された。

JAMMAとしては八号営業に指定される遊技機はギャンブル機に限定すべきであり、決して健全なAM機を含めるべきでないとの考えを固めてきており、参院・小委員会と警察庁に働きかけているが、業界の大半が風営問題を厳しく受けとめていないとの指摘が川楠理事からなされている。

同氏は、こういう危機感の欠如した状況で新年名刺交換会をするのは無意味であり、もしするとしても「風営問題を考える」などのサブタイトルをつける必要があると意見を述べたが、この件は正副会長に預けられる形となった。

シグマ商事と宝化学が退会

会員関係は次のとおり。まず①除名されている㈲ボナンザ・エンタープライズとの除名をめぐる民事訴訟について、裁判所から和解案の話が出てそれなりに進行しているが、入会申込みはできる（承認は別）が、AMショー出展は受け付けないとの基本方針で進めることになった。②シグマ商事㈱、宝化学㈲の二社の退会が確認された。③サミー工業㈱は㈱サミーインダストリアルに、大東音響㈱は㈱フナイに会員名儀の変更が承認された。④会員代表者の名儀変更が次のとおり承認された。㈱セガ・エンタープライゼスでは駒井専務から中山社長（山形部長が代理人）、㈱トーゴでは山田会長から相田部長に。なお、除名されている㈱コインジャーナルから文書が出ている件については入会申込書を渡す（承認は別）ことになった。

AMショーの剰余金が約六百七十万円あるが、JAMMA側の分については協会運営費に組み入れることになった。なお米国のAM機メーカー協会、AGMAからAMショー出展の申し入れがあり、特別会員（定款改正して新設する予定）として出展することが承認されている。

いわゆる「遊戯装置付テーブル」実案権の無効審判請求事件について、目下東京高裁段階にあるが、同協会顧問弁護士だけでなくセガ社、タイトー、ナムコからの推薦で何名かの弁護士をつけることが認められた。なお岡田理事から、JAMMAとして特許会社を作ったらという発案があったが、企画書を次回理事会で検討することになった。

写真上はＪＡＭＭＡ第22回理事会、下は12月５日のＤＢ部会のようす

JAMMAディストリビューター部会が業界の

自覚と団結促す声明

11月例会、12月例会を経て決め、理事会承認得る

日本アミューズメントマシン工業協会（JAMMA）のディストリビューター部会（川楠俊太郎部会長・㈱カワクス）では、風営問題に関する声明文をまとめ、理事会の承認を得て十二月十八日同声明文を発表した。

同部会は十一月七日に第四十三回、十二月五日に第四十四回の会合を永田町TBRビルで開いているが、話題はもっぱら新風営法による「八号営業」の風営化に集中し、機械の販売に携わるディストリビューターにとって大きな問題となることから改めてさまざまな面から検討したことになる。うち四十三回会合では、十一月二十三日の参院・風俗営業小委員会のようすが報告され、討議の結果川楠部会長から「健全なAM機まで風営対象になるのは納得できない。規制対象とならない機種の範囲を広げる運動をする必要がある。この方針で業界の団結を図るためにも声明文を出したい」と提案、全員一致で了承された。

第四十四回会合では、それまでに作成された声明文案が提出されて討議。「今さら出してもしかたがない」との否定的な意見が出されたが、「これまでの反省を込めて出したい」とする部会長の意見に反対はなく、採択された。同声明文は理事会の承認を得て十二月十八日に発表された。その全文は次のとおりである。

声明

「業界人の自覚と団結を促す」

当業界は、昭和六十年二月十三日より新風営法の適用を受けることになりました。

今日まで、自由経済の環境の中で育くんでまいりました業界が、これからは新風営法の枠組みの中において事業活動を展開しなければならなくなりました。特にディストリビューターとしては、前途に大きな進展が望めなくなることを危惧するものであります。

そもそも、新風営法に取り込められた原因は、業界自身にも責任の一端のあることを認めます。しかし、すべての企業とは申しませんが、それぞれの企業が社会的企業責任を自覚し、健全娯楽の確保に徹底していたならば、また、業界が一致団結し一枚岩となってすべての事態に対処していたならば、今日の事態は避けられたと確信いたします。

業界は、今後とも大きく羽ばたき前進しなければならないのでありますが、企業責任の自覚の足りなさと著しい利己主義の考えから団結力が余りにも欠如し脆弱な状態であったことは、憂慮に耐えないものがあり、誠に遺憾なことでありました。

今日のわが国アミューズメント業界は、高度な電子技術を駆使し世界をリードするソフトウェアの開発等に成功して経済規模も飛躍的に増大し産業基盤も着々と確立されつつあるところであります。そうして、来る21世紀の世界的コンピューター文明の建設へわが国アミューズメント業界が重要な一翼を担うことのできる能力を養いつつあるものと思料いたします。

われわれは、わが業界がこのような素晴らしい将来展望を有していることを再度、確認し、かつ、業界の存亡にかかわる重要な時局に対応する場合には、自らの企業責任を果たすと同時に、一致団結して行動を起こさなければならないと痛切に感じておるものであります。

新風営法施行を目前にして、ここに改めて、その必要性を訴え、一層の自覚を促したい所存であります。

東京AMOP協第2回理事会

全国組織課題に

事務局、機関紙についても検討

東京都アミューズメントマシンオペレーター協会（事務局東京、中西昭雄会長）では十二月十四日、㈱タイトー本社にて第二回理事会を開き、各都道府県団体の連合組織づくり、事務局の強化、機関紙の編集方針などについて討議した。

同理事会は東京都条例が可決された直後（当日）に開かれたもので、会議では井上昭男理事（㈱テーカン）から「警察庁、都庁、都議会、関係議員などに陳情、請願を行なったが、力及ばず本日都条例が原案どおり可決された。要望は通らなかったが、今回の陳情活動で作った各議員とのパイプを今後に生かしていきたい」との報告があった。

全国組織の問題については、意見として「当協会がまとめ役となり、まとまった段階でNAOのノウハウにより新たに組織作りを行なうのがよい」（山田俊夫理事）、「当協会が中心になって進め、これにNAOが協力するという形がよい」（内田博理事）との二つの案が出された。これを検討した結果、〃全国連合会〃の準備会を開催するということを、同協会名で全国の各都道府県単位の団体に呼びかけていく、ということで了承された。

事務局の強化については、現在事務員が一名いるが、今後ゲーム場営業の許可申請に対する問い合わせなどが多くなることが予想されるので、事務局長を置き事務員も増員することになった。なおこれに関連して井上理事を常務理事に推薦したいとの提案があり、これが了承された。

機関紙「たもあニュース」の編集方針について討議した結果、編集委員会を設置し同紙の全体的な編集方針および運営面を検討していくことになった。編集委員会のメンバーは、委員長にタイトー（川合章視氏）、委員にナムコ、テーカン、トーゴが選ばれた。

このほか役員の補充について各理事より七社の候補が推薦され、そのうち二社について役員依頼を行なうことになった。

また中西会長から、①東京都ゲーム場営業者協会の真鍋勝紀会長と両協会の一本化について十一月十二日に話合い、その結果は不調に終ったが、引続き話合いを行なっていくこと、②昭和遊園㈱から退会届が出され、これを会長が了承したことが、それぞれ報告された。

なお同日現在の会員数は百三十三社と報告されている。

上の写真は東京都ＡＭＯＰ会の第２回理事会（12月14日）のようす

新風営法施行条例による地域制限

住宅地など厳しく

8号営業の年少者入場禁止年齢・時刻もさまざま

全国四十七都道府県における新風営法施行条例の可決、公布日などは右下の表のとおりであるが、その内容となると各条例ともさまざまな工夫をこらしているため、とても簡単に類型として示されない（うち主な都府県六カ所については8めん以下に掲載した）。分析には時間を要するが、当面判明している点はおよそ次のようになる。

法第四条第二項第二号に基づく「風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定」については施行政令（施行令）第六条の基準に従って、基本的に①「住居集合地域」、②学校、病院などの周辺地域にある場合は、風俗営業の許可は与えられないとされている。うち「住居集合地域」は都市計画法で規定される第一種、第二種住居専用地域と住居地域が含まれている。学校は大学も含まれるが、別にしているところもある。なおこれらについては例外規定を設けているのが約半数で、その典型が「ただし公安委員会規則で定める地域を除く」となっているが、これらはいわゆる〃大型歓楽街〃で地域制限の適用を外すものと受けとられている。

また法第十三条第二項に基づく「風俗営業の営業時間の制限」についても、施行令第八条の基準に従って、条例で規定しているものとしていないものがあり、規定しているものでも七号遊技機営業のみについてとか、さまざま。八号営業について条例で営業時間制限をしているのは十都県ほどで、その内容は住居集合地域では午後十一時以後と早朝の営業を禁じるものとなっている。

法第十二条第一項に基づく「特別の事情のある日の営業時間の特例」については、各都道府県によってすべて異なるが、一般的には年末年始、盆その他祭礼の日などが含まれているが、かなり制限（最少では三日間）されているものもある。また公安委員会規則で定める日として追加しているのは大部分である。これらにより延長できる営業時間は午前一時までというのが最も多く、他に規則に委任するものなどがある。

法第二十一条に基づく条例による「風俗営業者の遵守事項」は、法第十二条から第二十条第一項に移されたものを除いてほとんどすべて「条例による遵守事項」として残った。また「特別遵守事項」も同様に残ったが、八号営業についての「特別遵守事項」も大半が規定している。うち今回の改正によって、麻雀屋と八号営業兼業飲食店では飲食が認められているのが多い。

〃特別の事情ある日〃の特例　条例による「遵守事項」も

法第二十二条第四号に基づく「年少者の入場禁止の年齢、時刻」は八号営業にのみ適用されているが、基本的には法律により「十八歳未満者の午後十時以後の入場禁止」があり、条例ではほとんどの都道府県でさらに「十六歳未満者の午後六時以後の入場禁止」を決めている。異なるところでは福島、沖縄で「十八歳未満、午後八時」、福島と長崎が二段階の年齢を定め長崎の場合「十三歳未満、午後五時」となっている。十六歳未満でも時刻は午後六時が多いが、午後五時、七時、八時、日没時というのがある。

以上のほか法第十五条に基づく「風俗営業に係る騒音及び振動の規制」については、政令第九条に基づき、多少規制を厳しくしているところがわずかながらあるが、大部分の都道府県は施行令並みにとどまっている。

なお「八号営業所」の呼びかたで、「ゲームセンター等」としているのがけっこうあるが、「スロットマシン等の遊技場」「ゲーム機設置営業所」などもあり、さまざまである。

新風営法施行条例の可決・公布状況

	可決日	公布日	改正
北海道	12・22	12・26	一部
青森	12・20	12・22	全面
岩手	12・19	12・21	全面
宮城	12・20	12・25	全面
秋田	12・19	12・21	全面
山形	12・21	12・22	全面
福島	12・19	12・25	全面
東京	12・14	12・20	全面
茨城	12・21	12・24	一部
栃木	12・25	12・27	全面
群馬	12・20	12・24	一部
埼玉	12・21	12・25	全面
千葉	12・6	12・14	全面
神奈川	12・19	12・27	全面
新潟	12・21	12・25	全面
山梨	12・21	12・22	全面
長野	12・20	12・24	全面
静岡	12・17	12・24	全面
富山	12・19	12・22	全面
石川	12・19	12・21	全面
福井	12・21	12・24	全面
岐阜	12・22	12・26	全面
愛知	12・21	12・24	全面
三重	12・22	12・27	一部
滋賀	12・21	12・22	全面
京都	12・21	12・26	一部
大阪	12・19	12・22	一部
兵庫	12・19	12・20	一部
奈良	12・19	12・22	全面
和歌山	12・19	12・20	一部
鳥取	12・20	12・25	全面
島根	12・20	12・25	全面
岡山	12・21	12・25	全面
広島	12・22	12・25	全面
山口	12・21	12・26	全面
徳島	12・18	12・21	全面
香川	12・18	12・24	全面
愛媛	12・14	12・25	全面
高知	12・22	12・24	全面
福岡	12・21	12・28	全面
佐賀	12・21	12・22	全面
長崎	12・18	12・25	全面
熊本	12・20	12・24	全面
大分	12・17	12・25	全面
宮崎	12・20	12・25	全面
鹿児島	12・17	12・27	全面
沖縄	12・21	12・24	全面

特許・実用新案 出願公告・公開

（12月18日～27日）

特許庁に出願された特許および実用新案の公告ないし公開の最新分でAM業界関連のものは次のとおり。記事内容は、公告／公開の日付、発明／考案の名称、出願人、公告／公開番号、出願番号の順に掲載。なお(請)は審査請求のあったものを示している。具体的な内容については、各地の発明協会などにお問い合わせ下さい。

特許出願公告

十二月二十二日付＝「ピンボールゲーム装置」、トミー工業㈱（東京）、公告53065、出願54—130614。

特許出願公開

十二月十八日付＝「ゲームシステム」、㈱タイトー（東京）、公開225087、出願58—98082。「ダイオード用アダプタ・ユニット」、スターポイント・エレクトリクス社（英国）、公開225088、出願59—103787。

十二月二十一日付＝「音声認識ゲーム装置」、㈱学習研究社（東京）、公開(請)228880、出願58—104736。

十二月二十五日付＝「電子ゲーム装置」、カシオ計算機㈱（東京）、公開(請)230580、出願58—99159。

十二月二十七日付＝「音声合成ゲーム器」、㈱タカラ（東京）、公開232568、出願58—107350。同、公開232569、出願58—107351。「レーザディスプレーゲーム装置」、㈱バンダイ（東京）、公開232570、出願58—107518。「ゲーム装置」、同、公開232571、出願58—107519。

実用新案出願公開

十二月二十一日付＝「ダブルドラムスロットマシン」、㈱北電子（東京）、公開(請)193487、出願58—89145。

十二月二十七日付＝「パチンコ機能付きスロットマシン」、㈱北電子（東京）、公開(請)196269、出願58—89146。「メリーゴーランド」、コンビ㈱（東京）、公開(請)196275、出願58—90693。「観覧車」、明昌特殊産業㈱（大阪）、公開196276、出願58—92336。

"NAO引継ぐ連合会"

12月6日の理事会で、NAO6月解散の方針

日本アミューズメント・オペレーター協会（本部東京、内田博会長、NAO）では十二月六日、東京・霞が関の東海大学校友会館で第二十回理事会を開き、NAOによる新風営法施行準備状況の報告、NAOの解散と新組織についての論議などが行なわれた。

会議冒頭、内田会長は「今朝も警察庁に行ってきたが、同庁では新法の運用・解釈で検討中の事項もあるとしている。残された時間を有効に活用したい。また今後NAOを組織としてどうするか意見を聞きたい」と述べた。次に新風営法下位法令の進行状況について宮原常務が説明した。その内容は十月以降の簡単な経過と、警察庁による国家公安委員会規則と総理府令についての「考え方」の二点。うち後者は、同氏が出席した十二月三日の「風俗問題懇談会」（前号既報）に基づき、警察庁からの説明をいくつか披露したが、いわば"説明の説明"なので不明な点もある。

写真はいずれもNAO第20回理事会（12月6日）のようす

施行条例の進行状況については、出席理事から十六都道府県について各地方自治体当局から示されている「条例案」や「基本的方針」が披露された。その報告によると、府県により相異点もあるが基本的には①地域制限では住宅集合地域内、②距離制限では学校・病院などから三十ないし百㍍内、③営業時間の特例では年末年始と大規模な祭礼日で一時間、④営業時間制限は午前〇時から日出時、九時、十時までのいずれか、⑤年少者立入制限は十六歳未満者の午後六時以後の立入り禁止――などとなっている。これらの報告は、全国都道府県四十七のうち十六ヵ所だが、ほぼ平均的なレベルを示したことになる。

なお下位法令に関してNAOから警察庁に対していくつか要望書を提出していることも披露された（要望書などは前号既報）。うち「政令で定める除外される施設について」は、NAO執行部はホテル、SC、遊園地の施設で外部から容易に見通せるものはすべて風営対象外と思い込んでいたが、それは誤りで、警察庁によると「営業の独立性の高いものは店舗」で風営対象になり、店舗でなく「随伴する施設」で除外されるものがあるとの説明があった、と内田会長が説明した。基本的にSCなどでのロケーションが店舗である限り風営対象となることが、ここで改めて確認されたが、さらに要望書を出すことも了承されている。

真鍋、小島両氏が辞意

NAOの組織問題については、各都道府県単位でのオペレーター協会の設立状況がリストで示されたのち、これらの全国連合会が課題となることが指摘され、NAOとのからみでどうしていったらいいか、二十数名の理事からそれぞれ意見が出された。大部分の意見は都道府県OP協会の連合会がNAOに代わりうるとし、NAOを現状のまま存続させるとの少数意見もあったが、焦点が定まらないまま論議が続いた後、「組織に関する小委員会」を設けそこで検討するとの案で採決、賛成多数となった。しかし次にその小委員会の人選で意見がまとまらず、山田俊夫理事が「現在のNAOはそのまま六十年六月まで継続させ、六月末で発展的解消。全国連合会の設立準備をその間に進め、全国連合会がNAOを継承する」との提案があり、結局この提案が採用された。

真鍋副会長、小島理事から、東京都ゲーム場営業者協会に専念したいので、五十九年末でNAO役員を辞任、退会したいとの申し出があり、会長ほかの理事が慰留に努めたが、真鍋氏らの意思は固く、結局「会長預り」となった（「会長預り」の形はタイトーなど大手オペレーターの昨年四月退会の際にもとられており、曖昧な事務処理として問題を残している）。

以上のほか85NAOアミューズメント・エキスポ、新春三協会名刺交換会などについて準備状況の簡単な説明があった。

コナミ工業が欧州で英国に続き

西独にも子会社

海外、国内ともにパソコン志向強める

コナミ工業㈱（本社大阪、上月景正社長）では西独に同社小会社「コナミGmbH（有限会社）」を設立し、またこれに伴い同社はフランスの専門商社、モベール・エレクトロニクス社（本社パリ、シヒエン・ファム社長）とMSXパソコンソフトの大量出荷契約を結んだことを、このほど明らかにした。

西独コナミ社はコナミ工業の全額出資による販売小会社で、フランクフルトに設立された。これによりコナミ工業は米国コナミインク（本社シカゴ、ベン・ハレル社長）、英国コナミリミテッド（本社ロンドン、平岡賢司社長）に続き海外に三つの小会社を持ったことになり、欧州では西独コナミ社を販売拠点として英国コナミ社とともに欧州市場拡大に本格的に乗り出すことになった。なお西独コナミ社の代表者は現地人を登用する方針で人材を探しており、今のところまだ決まっていない。所在地などは次のとおり。

Konami GmbH＝Frankfult am Main 56, Berner Str. 77 （☎〇六九―五〇七六一六八）

同社によると西独コナミ社は同社業務用TVゲーム機販売を中心に、欧州でのすべてのパソコン機種用ソフトの供給を行なう方針だが、昨年秋から日本の各MSXメーカーが欧州向け輸出を始めたことから、欧州のMSX市場拡大を予測、パソコンソフトはMSX用を中心に扱うとしている。そのため今回MSX用ソフトの大量（今年中に四十万本）出荷契約をしたもので、これは日本の専門商社の㈱JKグループ（本社大阪、北條治郎社長）を通じて契約。同社は今年のMSX用ソフトの海外出荷を、欧州を中心に米国などへ計百三十万本と見込んでいる。

また同社のパソコンソフト部門の取組みは意欲的で、国内ではこのほどIBMが昨年末に発売した16ビットパソコン「IBM―JX」用のゲームソフト（三・五ｲﾝﾁフロッピーディスク、第一弾は「ハイパーオリンピック」で定価六千八百円）を一月十八日発売する。同時に同ゲーム専用ジョイスティックも発売。四月にはさらに三種類の同パソコンソフトが発売される予定。同社のパソコンソフトは当初MSX用のみだったが、現在ではその他のパソコン機種用ソフトも手がけており、今後は総合的なパソコンソフトメーカーを目指すとしている。

幻想的な立体映画

東京ディズニーに17日からオープンの予定

東京ディズニーランド（㈱オリエンタルランド経営、TDL）では新アトラクションとして三次元（3D）映画「マジック・ジャーニー」を一月十七日オープンさせることになり、話題を呼んでいる。TDLが新たに施設を追加するのは、開園以来これが初めてとなる。

これは米国フロリダ州のウォルト・ディズニーワールドにあるエプコットセンターで一九八二年から公開されているもので、TDLではトゥモローランド内で昨年九月十六日まで上映されていた「エターナル・シー」の劇場にて公開される。

ストーリーは子どもが幻想の世界へ不思議な旅をするという内容で、3D映画としては初めてのコンピューターグラフィック画像と実写画像の合成によるもの。システム的には日本では初の七十ﾐﾘ大型プロジェクターを二台使用し、この二台のプロジェクターに人間の右目と左目の役割をさせ、特殊偏光フィルターをつけてスクリーンに映写する。さらに観客も偏光フィルターのめがねをかけて見ることで、二台のプロジェクターによる映像が一つになり、実物を見ているのと同じ遠近感と奥行を感じるというもの。この二度の偏光フィルターの使用で画面が暗くなりがちなのを、通常の撮影の三十倍のライトを使って修正するなど、新技術や工夫が随所に見られる。監督は一九八〇年にアカデミー賞を受賞したマーレイ・ラーナー氏で、同氏は「他の映画では観客にショックを与え怖がらせるために3D技術を使っているが、マジック・ジャーニーは見ていることを実際に経験しているかのように感じてもらうのが目的で、この目的は十分達成できた」としている。音楽担当は映画「メリー・ポピンズ」のメロディーなど数々のヒット曲で知られるシャーマン兄弟。なお上映時間は約十五分間となっている。

3D映画「マジック・ジャーニー」のタイトルをカメラで撮った画面 ©Walt Disney Pro.

アイレムTV機「スパルタンX」で

正月映画と提携

アイレム車内吊り広告用ポスターから

アイレム㈱（本社大阪府松原市、高嶋哲社長）では、映画「スパルタンX」とタイアップし同映画をTVゲーム機化したことをこのほど明らかにした。

この映画は東宝東和の提供によるもので、カンフーアクションでおなじみのジャッキー・チェンが主演。欧州を震え上がらせる巨大組織"X"の陰謀に立ち向かい、伯爵と呼ばれる正体不明の男、美しい娘シルビアの隠された目的などさまざまな謎を解くカギとなる"ガウディの塔"に潜入していくというストーリーで、特別出演している総合格闘技世界チャンピオンと空手世界チャンピオンとの一騎うち、映画「007」のメカチームが製作した"スパルタン号"の激烈なカーアクションなどが見せ場となっている。

アイレムでは同映画に関する著作権を有する東宝東和の子会社、東和プロモーションとの間で同映画をTVゲーム機化する旨の交渉を六月から始め、十一月にそのタイトルや登場人物名などをTVゲーム機に使用できる許諾契約を交わした。そしてこれをTVゲーム機「スパルタンX」として開発、同映画の封切日（十二月十五日）に合わせ発売した。同ゲーム機は"Xの館"の五階に監禁されているシルビア救出のため、ジャッキー・チェンが一階から敵を倒しながら上がっていくという内容になっている（詳しくは本紙前号「話題のマシン」参照）。同社では同ゲーム機について「映画との相乗効果とTVゲーム機のイメージアップを狙った」としている。

なお同社ではさらに同社TVゲーム機を一般的にもアピールするため、電車内の吊り広告を出した。これは東京の山手線で十二月二十三日から二日間、大阪の地下鉄全線で二十二日から三日間、それぞれPRされた。その内容は同社「スパルタンX」と「ロードランナー」の画面写真やタイトルに加えて"お近くのゲーム場でお楽しみ下さい"とゲーム場への誘い文句も入っている。同社では「吊り広告はTVゲーム機そのもののイメージ向上とゲーム場の活性化を意図した」とその意欲のほどを示している。

NAO大阪支部で12月総会開き

支部解散を決定

正式には2月13日付で、解散式16日

NAO大阪府支部（川上秀雄支部長）では十二月四日、大阪・森ノ宮の大阪市立労働会館にて支部総会を開き、同支部を解散することを決めた。

これは同支部総会の直前に開かれた理事会で、同支部の今後のあり方について討議した結果、同支部を発展的解消し府下のNAO会員は大阪府アミューズメントマシンオペレーター協会（梅原靖三会長）に合流することで意見がまとまり、同支部総会でこれが承認されたもの。この解散理由については、①同支部会員の大多数が大阪府AMOP協会の会員となり、同協会の役員も同支部役員が多く兼任していること、②同協会が同支部以上の役割を果たす存在となっていること――などから同支部が存在していることは不自然であるというもの。そして同支部解散日は新風営法施行日の二月十三日とし、一月五日の近畿三支部合同による新年互礼会をもって最終の事業とすることになった。これに伴ない同支部で管理している会費などについては、均等に会員に返却することで了承された。また同支部が解散してもNAOの会員としての資格は残るが、この問題はNAO本部の検討事項となる。なお同支部では二月十六日に"解散式"を行なうことになっている。

このほか同総会では、府条例改正に伴い同支部自主規制を変更することの了承、新風営法についての意見交換などが行なわれている。

AMショー委員会最終会合

剰余金を2協会に比例分配

昨年の第22回AMショーのショー委員会では、十二月十八日、東京・永田町のTBRビルで第三回会合を開き、同ショーの締めくくりとしての概要報告を承認、決算案も承認した上で、剰余金の処分を決めた。

同ショーでは約六百七十万円剰余金があり、うち約八十二万六千円をJAPEAに、残りをJAMMAに分配することになったことが承認され、決算も終了予定となった。

円満に大量脱退承認

JOU、12月例会で59年度優良マシン選定

日本娯楽機械オペレーター(協)（事務局東京、飯島清勝理事長）では十一月十四日東京で臨時総会を開いた後、十二月十一日に熱海・金城館で例会を開き、新風営法問題と同組合の今後の活動について討議した。

十一月の臨時総会では内田理事（NAO会長）が大要「SCロケは新風営法の対象外となったが、教育関係者などから厳しく見られることが予想される。これらに対処するためSCロケの自主規制や機種の選定などが必要であり、SCロケのみの全国組織化を図りたい」との理由で脱退することを説明、これに賛同する組合員は同調することになった。その結果全組合員五十一社中二十二社が十二月末で脱退することが同満に承認され、残留組と脱退組とは今後も協力し合うことが確認された。これらの異動に伴ない役員八名が辞任したためこれを補う八名の役員が選任された。

同組合では十一月二十四日の理事会で次のとおり補充役員の分担を決めた。理事長＝飯島氏（ワールドリース㈱）、副理事長＝松本昭夫氏（㈲タイガーレジャー）。理事＝小宮正実氏（㈱小宮スポーツセンター）、高根宏之介氏（㈱スカイ）、真鍋勝紀氏（㈱シグマ）、武市哲夫氏（大光産業㈱）、宇島準一氏（㈱トニー）。監事＝田所武氏（㈱東京マルサン）。

十二月例会では補充役員の紹介の後、シグマの駒井氏が新風営法の下位法令進展状況などを説明した。脱退する組合員については手続きなどを検討、さらに新規加入を促進することになった。また指導員養成講座などの予定についても討議が行なわれた。

同組合恒例の「優良マシンの選出」には脱退組から七社が合流して、次のように決まった。五十九年度最優秀機はなし。優秀機＝「パックランド」「VSシステム」「クラウンズゴルフ」「ロードランナー」「空手道」「なかよしコアラ」「クルクルポッポ」。これらの機械に関しては、二月の総会で表彰することになっている。

なお同組合の組合員数は十二月段階で二十九社脱退予定、二十二社が残る予定になっている。また新風営法下で許可制を除外されるのは「区画された施設」で施行令の条件を満たすものに限られており、一般の「店舗」はSC内であれ除外されないことが、（内田氏の説明とは別に）後に確認されている。

写真上はJOUの臨時総会（11月14日）、例会（12月11日）のようす

論潮　ラリー氏の死

米国業界誌「プレイメーター」のラルフ・ラリー社長が十二月、交通事故で死亡したというニュースは、似かよった職務についている筆者にとっては大変ショックであった。事故は社員の酔っ払い運転によるものらしく、また編集部のすぐ近くで起ったとのことで、よほど気をゆるめていたものと思われる。

同誌と本紙との直接の提携はないが、数年前にラリー氏が日本のAMショーで来日した際に、互いに発行物を交換し合うということになり、交流は何年も前からあった。

同誌とは雑誌と新聞という意味でも異なるが、同誌の著しい特徴としてはギャンブル機に対する取扱いがかなり厳しい点にあり、この意味では大いに興味をそそられてきたものである。つまり、ラリー氏の考えによれば、TVポーカーなどいわゆる〝灰色機〟もギャンブル機であり、それらはアミューズメント（AM）機と一線を画すものである、とのことであった。こうして同氏は「プレイメーター」から同氏の言うギャンブル機の広告を極力排し、また同誌が主催する米国春の展示会AOEからも同様の措置をとった。米国の法律ではギャンブル機の定義が明らかなので、その点では明白だが〝灰色機〟については地方によって法的扱いが異なるにもかかわらずかなりの英断を下したと言えるわけである。なお同誌と比べられる米業界誌「リプレイ」においては〝灰色機〟の扱いは柔軟である。

「プレイメーター」は創立者でもあった社長を交通事故という不慮の事故で失ったが、ラリー氏未亡人の指揮のもとで事業は継続させるとのことである。しかし、ラリー氏が頑なに守った編集・発行方針はどこまで引継がれていくものであるのか見当もつかない。特にTVゲーム機を中心としたAM機について、米国の市場が悪化している状況下では困難であろうといささか気になる。

陽気なニューオーリンズの地でラリー氏が安らかに眠ることを祈りたい。

大阪難波から東大阪市へ
フナイ本社移転
船井電機は小会社2社吸収合併

㈱フナイ（本社大阪、船井哲良社長）では同社の事実上の本社を移転し、十二月二十五日から新本社で業務を開始した。

これは同社の業務拡張によるもので、これまでの大阪・難波のプラザビルから東大阪市にある同社所有のフナイビルに移転したが、これまでの難波プラザビルには同社のパチスロ部門が残されている。

フナイビルは四階建てで、一、二階はゲームコーナーに、三、四階は事務所となっており、近畿大学の近くにあるため、同ビルのゲームコーナーには若者客が多く、新製品のロケテストにも利用されている。新本社の所在地などは次のとおり。

㈱フナイ＝大阪府東大阪市西上小阪十二の十八、フナイビル、☎七二一－三七五〇（なお同社の登記上の本社所在地は大阪市東区森の宮中央一の十六の二十二、☎九四一－〇二六二）。

また㈱フナイの親会社である船井電機㈱（本社大阪府大東市、船井哲良社長）では経営の合理化を目的に十二月十六日付で同社の子会社である船井電機貿易㈱と大東音響㈱の二社を吸収合併している。その結果船井電機の現経営陣は次のとおりとなっている。

代表取締役社長＝船井哲良氏、取締役副社長＝高橋直氏。取締役＝北光弘氏、船井孝英氏、笹尾高造氏。監査役＝鹿田勝哉氏。

事務所移転

㈱フェニックス＝岩手県紫波郡都南村永井二十三の七の三十九、☎（〇一九六）三八－三三九一、佐藤義雄社長。

㈱テック＝東京都港区六本木四の一の九、ベルザ六本木、☎五八九－〇七七〇、横井裕彦社長。

「新風営法」施行条例

（東京都）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十日 東京都条例第百二十八号）

（定義）

第一条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域 それぞれ都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。

二 無指定地域 前号に掲げる地域以外の地域をいう。

三 第一種文教地区又は第二種文教地区 それぞれ東京都文教地区建築条例（昭和二十五年東京都条例第八十八号）第二条に規定する第一種文教地区又は第二種文教地区をいう。

四 病院又は診療所 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）をいう。

（許可を更新する特別の事情がある場合）

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、当該営業に係る娯楽施設利用税について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けた場合とする。

（風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域）

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次の地域とする。

一 第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域（以下「住居集合地域」という。）。ただし、次の表の上欄に掲げる営業所については、同表の下欄に掲げる地域を除く。

法第二条第一項第四号の営業のうち、専ら客にダンスを教授するための営業に係る営業所（以下「ダンス教授所」という。）	住居地域
法第二条第一項第七号及び第八号の営業に係る営業所	近隣商業地域及び商業地域に近接する住居地域で東京都公安委員会規則（以下「規則」という。）で定めるもの

二 学校、図書館、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲百メートル以内の地域。ただし、近隣商業地域及び商業地域のうち規則で定める地域に該当する部分を除く。

2 前項の規定は、列車等常態として移動する施設において営まれる風俗営業に係る営業所については、適用しない。

（風俗営業の営業時間の制限の特例）

第四条 法第十三条第一項の条例で定める日は、年末年始、大規模な祭礼が行われる日等として規則で定める日とする。

2 法第十三条第一項の条例で定める時は、午前一時以後において規則で定める時とする。

第五条 次の表の上欄に掲げる風俗営業は、同表の中欄に掲げる地域において、同表の下欄に掲げる時間においては、これを営んではならない。

法第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第七条に規定する営業に限る。）	東京都内全域	午後十一時から翌日の午前十時まで
法第二条第一項第八号の営業	住居集合地域	午後十一時から翌日の午前十時まで
	住居集合地域以外の地域	午前零時（前条第一項に規定する日においては、同条第二項に規定する時）から午前十時まで
その他の風俗営業	住居集合地域	午後十一時から翌日の午前十時まで

（風俗営業等の騒音及び振動の数値）

第六条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域について、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値			
	日出時から午前八時までの間	午前八時から日没時までの間	日没時から翌日の午前零時までの間	午前零時から日出時までの間
一 第一種住居専用地域及び第一種文教地区	四十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
二 第二種住居専用地域、住居地域及び無指定地域（第一種文教地区に該当する部分を除く。）	四十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル	四十五デシベル
三 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第一種文教地区に該当する部分を除く。）	五十デシベル	六十デシベル	五十デシベル	五十デシベル

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、東京都内全域について五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

二 客の求めない飲食物を提供しないこと。

三 法第十七条の規定により表示する料金以外の料金を客に請求しないこと。

四 営業所において客を宿泊させ、若しくは仮眠させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。

五 営業中において、営業所の出入口、客室等に施錠をし、又はさせないこと。

六 営業所において、法第二条第四項各号に掲げる風俗関連営業を営み、又は他の者に営ませないこと。

七 とばくその他著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

2 ダンス教授所を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 ダンス教師以外の者をダンスの指導に従事させないこと。

二 ダンス教師が付添い指導をしないで客相互間のダンスをさせないこと。

三 ダンス教授所において客に飲食をさせないこと。

3 法第二条第一項第七号及び第八号の営業を営む風俗営業者は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客相互の行う遊技の結果に対して賞品を提供しないこと。

二 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

三 営業所（まあじやん屋及び飲食店営業と法第二条第一項第八号の営業とを兼業している営業に係る営業所を除く。）において、客に飲酒をさせないこと。

（立入りを制限する年少者の年齢及び時）

第八条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢は、十六歳とし、同号の規定により条例で定める時は、午後六時とする。

（風俗関連営業の禁止区域の基準となる施設）

第九条 法第二十八条第一項の条例で定めるその他の施設は、病院及び診療所とする。

（風俗関連営業の禁止地域）

第十条 次の表の上欄に掲げる風俗関連営業は、それぞれ同表の下欄に掲げる地域においては、これを営んではならない。

一 法第二条第四項第一号及び第五号の営業	台東区千東四丁目（十六番から三十二番まで及び四十一番から四十八番まで）の地域以外の地域
二 法第二条第四項第二号及び第四号の営業	商業地域以外の地域
三 法第二条第四項第三号の営業のうち、政令第三条第二項の構造を有する施設を設けて営む営業	次に掲げる地域以外の地域 1 新宿区のうち、歌舞伎町一丁目（二番から二十九番まで）、新宿二丁目（六番、十一番、十二番及び十六番から十九番まで）及び新宿三丁目（二番から十三番まで）の地域 2 台東区千東四丁目（十六番から三十二番まで及び四十一番から四十八番まで）の地域 3 豊島区西池袋一丁目（十八番から四十四番まで）の地域
四 法第二条第四項第三号の営業のうち、政令第三条第三項の設備を有する施設を設けて営む営業（三に該当するものを除く。）	近隣商業地域及び商業地域（第一種文教地区及び第二種文教地区に該当する部分を除く。）以外の地域

（風俗関連営業の深夜における営業時間の制限）

第十一条 法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業は、東京都内全域において、午前零時から日出時までの時間においては、これを営んではならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第十二条 住居集合地域においては、法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業を午前零時から日出時までの時間において営んではならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十年二月十三日から施行する。

（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正）

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「風俗営業等取締法施行条例（昭和三十四年三月東京都条例第十号）第一条第七号」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第七号」に、「または」を「又は」に改める。

（大阪府）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十三日 大阪府条例第五十七号）

（趣旨）

第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第三条第四項、第四条第二項第二号、第十三条第一項及び第二項、第十五条（第三十二条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第二十一条、第二十二条第四号、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第四項の規定に基づき、風俗営業及び風俗関連営業等の営業制限地域、営業時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

（風俗営業の許可の更新の特例）

第二条 法第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けているとき。

二 震災、風水害、火災若しくはこれらに類する災害又は盗難により、その資産について相当の被害を受けたと公安委員会が認めるとき。

（風俗営業の許可に係る制限地域）

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域。ただし、住居地域のうち公安委員会規則で定める地域を除く。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（収容施設を有するものに限る。以下同じ。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね百メートル（当該施設の敷地が都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域にある場合にあっては、当該施設の敷地の周囲おおむね五十メートル）の区域。ただし、公安委員会規則で定める区域を除く。

2 臨時風俗営業（三月以内の期間を限って営む風俗営業をいう。）に係る法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、前項の規定にかかわらず、公安委員会規則で定める地域とする。

3 移動風俗営業（営業する場所が常態として移動する風俗営業をいう。）については、前二項の規定は、適用しない。

（風俗営業の営業時間の特例）

第四条 法第十三条第一項の条例で定める日は、年末年始その他の特別の事情のある日として公安委員会が公示して指定する日とし、同項の条例で定める時は、午前一時とする。

2 法第四条第三項に規定する営業（以下「ぱちんこ屋等」という。）については、前項の規定は、適用しない。

（ぱちんこ屋等の営業時間の制限）

第五条 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者は、府の区域では、日出時から午前十時まで及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（風俗営業及び深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制）

第六条 法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第一の中欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 営業所で卑わいな言動その他善良の風俗を害する行為をし、又はさせないこと。

二 営業所に客を宿泊させないこと。ただし、営業所を旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館営業の施設と兼用しているものにあっては、この限りでない。

三 営業所（これと構造上区分されていない施設を含む。）で風俗関連営業を営み、又は営ませないこと。

四 客室にかぎをかけ、又はかけさせないこと。

2 法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる営業を営む風俗営業者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 客の求めない飲食物を提供し、又は提供させないこと。

二 不当な売上競争をし、又はさせないこと。

3 法第二条第一項第七号に掲げる営業を営む風俗営業者は、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

一 著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

二 ぱちんこ屋等を営む風俗営業者にあっては、営業所で客に飲酒をさせないこと。

（ゲームセンター等への年少者の立入制限）

第八条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢は、十六歳とし、同号の条例で定める時は、午後七時とする。

（風俗関連営業の禁止地域）

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 医療法第一条第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館

三 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により指定された博物館に相当する施設

四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

五 スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第二十条第一項第二号に規定するスポーツ施設

六 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が公示して指定する施設

第十条 風俗関連営業を営む者は、次の各号に掲げる風俗関連営業の種類に応じ、当該各号に定める地域では、その営業を営んではならない。

一 法第二条第四項第一号及び第五号に掲げる営業 府の区域

二 法第二条第四項第二号及び第四号に掲げる営業 都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域以外の地域

三 法第二条第四項第三号に掲げる営業（次号に掲げる営業を除く。） 都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域、同法第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域及び準工業地域並びに同項第七号に規定する風致地区

四 法第二条第四項第三号に掲げる営業のうち、当該営業に係る施設が、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であって公安委員会規則で定めるものに該当する営業 別表第二に掲げる地域

（風俗関連営業の営業時間の制限）

第十一条 法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業を営む者は、深夜においては、その営業を営んではならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第十二条 酒類提供飲食店営業を営む者は、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域では、深夜においては、その営業を営んではならない。ただし、住居地域のうち公安委員会規則で定める地域にあっては、この限りでない。

附 則（略）

別表第一（第六条関係）

項	地域	数値 昼間	数値 夜間	数値 深夜
一	都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域	デシベル 四五	デシベル 四〇	デシベル 四〇
二	都市計画法第八条第一項第一号に規定する第二種住居専用地域及び住居地域並びに同号に規定する用途地域の指定のない地域	五〇	四五	四五
三	都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域	六〇	五五	五五
四	一の項から三の項までに掲げる地域以外の地域	六〇	五五	五〇

備考
1 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。
2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。
3 「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。

別表第二（第十条関係）

区分	地域
市部	大阪市（北区のうち堂山町、曽根崎新地一丁目、曽根崎一丁目、曽根崎二丁目、小松原町及び角田町並びに南区のうち八幡町、笠屋町、畳屋町、玉屋町、宗右衛門町、久左衛門町、三津寺町、南炭屋町、千年町、千日前一丁目、千日前二丁目、道頓堀二丁目及び難波二丁目を除く。）、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市及び交野市の区域
郡部	三島郡、豊能郡、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域

（愛知県）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十四日 愛知県条例第三十六号）

（趣旨）
第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）の規定に基づき、風俗営業における営業所の設置を制限する地域、営業時間の制限、騒音及び振動の規制の数値、遵守事項等並びに風俗関連営業等における禁止区域の基準となる施設、禁止地域、営業時間の制限等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 第一種地域　別表第一に掲げる地域
二 第二種地域　別表第二に掲げる地域
三 第三種地域　第一種地域、第二種地域、第四種地域及び第五種地域以外の地域
四 第四種地域　別表第三に掲げる地域
五 第五種地域　別表第四に掲げる地域

（許可を更新する特別の事情）
第三条 法第三条第四項の条例で定める特別の事情がある場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けている場合とする。

（風俗営業の営業所の設置を制限する地域）
第四条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。
一 法第二条第一項第二号及び第五号から第七号までの営業に係る営業所並びに法第十八条に規定するダンス教授所等（以下「ダンス教授所等」という。）にあっては、第一種地域
二 前号に規定する営業所以外の営業所にあっては、第一種地域及び第二種地域
三 前二号に掲げる地域のほか、次の表の上欄に掲げる施設の敷地（当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる営業所がある地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離の範囲内にある地域

施設	距離 第二種地域及び第三種地域	距離 第四種地域
一 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するもの（大学を除く。）をいう。以下同じ。）	百メートル。ただし、ダンス教授所等にあっては、七十メートルとする。	七十メートル。ただし、ダンス教授所等にあっては、五十メートルとする。
二 保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定するものをいう。以下同じ。）、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）又は診療所（医療法第一条第二項に規定するもの（患者の収容施設を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）	五十メートル。ただし、ダンス教授所等にあっては、三十メートルとする。	三十メートル

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第一項第七号又は第八号の営業のうち、三月以内の期間を限って営む営業又は移動して営む営業に係る営業所が第五種地域以外の地域にある場合にあっては、法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、学校、保育所、病院又は診療所の敷地の周囲から三十メートルの範囲内にある地域とする。
3 前二項の規定は、常態として移動しながら営む営業に係る営業所については、適用しない。

（風俗営業の営業時間の制限）
第五条 法第十三条第一項の条例で定める日は次に掲げる日とし、これらの日について同項の条例で定める時は午前一時とする。
一 十二月十六日から翌年の一月十日までの間において公安委員会規則で定める日
二 祭礼その他特別の行事の行われる地域として公安委員会規則で定める地域について、当該祭礼その他特別の行事の行われる日として公安委員会規則で定める日

第六条 風俗営業者は、県の全域において、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間にあっては、当該営業を営んではならない。
一 法第四条第三項に規定する営業　日出時から午前九時まで及び午後十一時から翌日の午前零時（前条に定める日にあっては、同条に定める時）までの時間
二 前号に掲げる営業以外の営業　日出時から午前九時までの時間

（風俗営業に係る騒音及び振動の規制の数値）
第七条 法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値 昼間	数値 夜間	数値 深夜
第一種地域及び第二種地域	五十五デシベル	五十デシベル。ただし、午後十時以後の時間にあっては、四十デシベルとする。	四十デシベル
第三種地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
第四種地域及び第五種地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル

備考
一 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。
二 「夜間」とは、日没時から翌日の午前零時までの時間をいう。
三 「深夜」とは、午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。

2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（手数料の納付手続）
第八条 法第二十条第八項及び第四十三条の規定による手数料の納付は、愛知県手数料条例（昭和三十九年愛知県条例第二十七号）の規定の例による。

（風俗営業者の遵守事項）
第九条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 営業所に善良の風俗を害する絵画、写真その他の物品を掲げ、又は善良の風俗を害する装飾をしないこと。
二 営業所でフィルム、ビデオテープ又はビデオディスクにより、善良の風俗を害する映像を供覧し、又は客にこれをさせないこと。
三 営業所で善良の風俗を害する容装をしないこと。
四 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
五 営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業の施設に係るものを除く。）で客を宿泊させ、又は就寝させないこと。
六 営業中、営業所の出入口又は客室の施錠等により、人の出入りを遮断し、又は客にこれをさせないこと。

七 営業行為に関連して、従業者に売上げの競争を強制しないこと。
八 客の求めない飲食物を提供しないこと。
2 前項の規定によるほか、法第二条第一項第七号の営業（まあじやん屋を除く。）を営む風俗営業者にあっては次に掲げる事項を、同号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む風俗営業者にあっては第一号及び第二号に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 正当な理由がなくて、客の入場若しくは遊技を拒み、又は遊技を制限しないこと。
二 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
三 営業所内で客に飲酒をさせないこと。

（年少者の立入禁止に係る年齢及び時）
第十条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢及び時は、十六歳及び午後六時とする。

（風俗関連営業の禁止区域の基準となる施設）
第十一条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次のとおりとする。
一 病院及び診療所
二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五章に規定する公民館
三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

（風俗関連営業の禁止地域）
第十二条 風俗関連営業は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。
一 法第二条第四項第一号及び第三号の営業（第三号の営業にあっては、個室に自動車の車庫（二以上の側壁（カーテン、ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）が個個に接続する施設であって、個室に接続する車庫の出入口が扉等によって遮へいできる構造設備、車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口若しくは階段若しくは昇降機が設けられている構造設備又は個室と車庫とが専用の通路によって接続しているものにあっては当該通路の内部が外部から見えない構造設備を有するものに限る。）　県の全域
二 前号に掲げる営業以外の営業　第一種地域、第二種地域及び第三種地域

（風俗関連営業の営業時間の制限）
第十三条 法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業を営む者は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時間にあっては、当該営業を営んではならない。
一 法第二条第四項第二号、第四号及び第五号の営業（第五種地域（法第二十八条第一項に規定する区域を除く。）に営業所があるものに限る。）　午前一時から日出時までの時間
二 前号に掲げる営業以外の営業　深夜

（深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制の数値）
第十四条 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める騒音に係る数値は、第七条第一項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に係る数値とする。
2 法第三十二条第二項において準用する法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）
第十五条 酒類提供飲食店営業を営む者は、第一種地域にあっては、深夜において当該営業を営んではならない。

附 則（略）

別表第一（第二条関係）
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項の規定により都市計画において定められた次に掲げる地域
一 第一種住居専用地域
二 第二種住居専用地域

別表第二（第二条関係）
都市計画法第八条第一項の規定により都市計画において定められた住居地域

別表第三（第二条関係）
都市計画法第八条第一項の規定により都市計画において定められた商業地域（第五種地域を除く。）

別表第四（第二条関係）
名古屋市の区域のうち、千種区今池一丁目（八番から十三番まで、二十九番及び三十番に限る。）、今池三丁目（四番に限る。）、今池四丁目（七番及び九番から十一番までに限る。）、今池五丁目（一番から三番まで、八番から十三番まで及び十八番から二十七番までに限る。）及び内山三丁目（三十二番及び三十三番に限る。）並びに中区栄三丁目（八番から十三番までに限る。）、栄四丁目（一番、六番及び十九番を除く。）、新栄一丁目（一番、十一番及び十二番に限る。）及び錦三丁目（十二番から十四番まで及び十七番から十九番までに限る。）の区域

（福岡県）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十八日 福岡県条例第三十号）

（趣旨）
第一条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（娯楽施設利用税の滞納についての特別の事情）
第二条 法第三条第四項の条例で定める特別の事情は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収の猶予、同法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予又は同法第十五条の七第一項の規定による滞納処分の執行の停止を受けていることとする。

（風俗営業の営業所の設置を制限する地域）
第三条 法第四条第二項第二号の営業所（臨時風俗営業（法第二条第一項各号に掲げる営業で、祭礼等が行われる場合において三月以内の期間を限って営業するものをいう。）及び移動風俗営業（法第二条第一項各号に掲げる営業で、営業をする場所が常態として移動する営業をいう。）に係る営業所を除く。）の設置を制限する必要があるものとして条例で定める地域は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域又は住居地域
二 その他の地域のうち、別表第一の上欄に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる営業所が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超えない区域内の地域

（風俗営業の営業時間の特例）
第四条 法第十三条第一項の習俗的行事その他の特別の事情のある日として条例で定める日は、次の各号に掲げる日とし、午前零時以後においてその定める時は、それぞれ当該日の午前一時とする。
一 一月一日から同月十日までの日
二 八月十四日から同月十六日までの日
三 十二月二十五日から同月三十一日までの日
四 前三号に規定するもののほか、福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が地域を定めて指定した日
2 公安委員会は、前項第四号の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（風俗営業の営業時間の制限）
第五条 法第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条に規定する営業に限る。第七条第二項第二号において「ぱちんこ屋等」という。）を営む風俗営業者は、福岡県の全地域につき、日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時（前条第一項各号に掲げる日にあっては、午前一時）までの時間においては、その営業を営んではならない。

（騒音及び振動の規制に係る数値）
第六条 法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の条例で定める騒音に係る数値は、別表第二の上欄に掲げる地域ごとに同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。
2 法第十五条の条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）
第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
二 営業の用に供する家屋又は施設で風俗関連営業を営み、又は他の者に営ませないこと。
三 営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて経営する旅館業に係る施設を除く。）内で客を宿泊させ、又は寝具その他これに類するものを客に使用させないこと。
四 客の求めない飲食物を提供しないこと。
五 営業中において営業所の出入口、客室等に施錠をし、又は客にさせないこと。
六 営業所でとばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。
2 法第二条第一項第七号に掲げる営業又は同項第八号に掲げる営業を営む風俗営業者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
二 ぱちんこ屋等に係る営業所で客に飲酒をさせないこと。
三 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

（年少者の立入りを制限する年齢及び時間）
第八条 法第二十二条第四号の条例で定める年齢及び午後十時前の時は、それぞれ十六歳及び午後六時とする。

（風俗関連営業の禁止区域の基準となる施設）
第九条 法第二十八条第一項の条例で定める施設は、次に掲げるものとする。
一 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条第一項に規定する家庭裁判所
二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十五条に規定する児童相談所
三 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第二条に規定する少年院又は同法第十六条に規定する少年鑑別所

四　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）

五　犯罪者予防更正法（昭和二十四年法律第百四十二号）第十八条に規定する保護観察所

六　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第四号に規定する青年の家その他社会教育に関する施設

七　博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館

（風俗関連営業の禁止地域）

第十条　風俗関連営業は、別表第三の上欄に掲げる営業の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる地域において、これを営んではならない。

（風俗関連営業の営業時間の制限）

第十一条　法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業を営む者は、福岡県の全地域につき、午前零時から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第十二条　深夜において酒類提供飲食店営業を営む者は、第三条第一号に掲げる地域においては、その営業を営んではならない。

（手数料の納付）

第十三条　法第二十条第八項及び法第四十三条に規定する手数料は、申請の際に納付しなければならない。

附　則（略）

（別表第三は略）

別表第一（第三条）

施設	距離：都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域（以下「商業地域」という。）	距離：商業地域以外の地域
学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校のうち大学を除いたものをいう。）	七十メートル	百メートル
児童福祉施設（児童福祉法第七条に規定するものをいう。）	五十メートル	七十メートル
病院（医療法第一条第一項に規定するものをいう。）		
図書館（図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。）		
大学（学校教育法第一条に規定するものをいう。）	三〇メートル	五十メートル
診療所（医療法第一条第二項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有しないものを除いたものをいう。）		

別表第二（第六条）

数値

地域	昼間（日出時から日没時まで）	夜間（日没時から翌日の午前零時まで）	深夜（午前零時から日出時まで）
一　第三条第一号に掲げる地域	五十五デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
二　商業地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十五デシベル
三　一及び二に掲げる地域以外の地域	六十デシベル	五十五デシベル	五十デシベル

（神奈川県）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十七日　神奈川県条例四十四号）

（用語の意義）

第一条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　遊技場　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項第七号及び第八号に規定する営業に係る営業所をいう。

二　住居専用地域　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域及び第二種住居専用地域をいう。

三　住居地域　都市計画法第八条第一項第一号に規定する住居地域をいう。

四　商業地域　都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域をいう。

（許可を更新する特別の事情）

第二条　法第三条第四項の規定による条例で定める特別の事情は、同条第三項の規定により許可の更新を受けようとする営業に係る娯楽施設利用税について、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定に基づく徴収猶予を受けた場合とする。

（風俗営業の営業場所の制限）

第三条　法第四条第二項第二号の規定による条例で定める営業所の設置を制限する地域は、次のとおりとする。

一　住居専用地域及び住居地域（神奈川県公安委員会規則（以下「規則」という。）で定める風俗営業の種類に応じて定める地域を除く。）

二　学校の敷地の周囲百メートル以内の地域

三　図書館、児童福祉施設、病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）及び診療所（同条第二項に規定するもの（患者の収容施設を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）の敷地の周囲七十メートル以内の地域（当該営業所が商業地域に所在することとなる場合にあっては、当該施設の敷地の周囲三十メートル以内の地域）

2　前項の規定は、次に掲げる営業所については適用しない。

一　祭礼、縁日その他の地域的慣習による催し又は習俗的行事が開催されている地域又は水浴場（神奈川水浴場等に関する条例（昭和三十四年神奈川県条例第四号）第六条の規定に基づき知事が許可した水浴場をいう。）において、三箇月以内の期間に限り営業を営む遊技場

二　列車、自動車その他の営業場所が常態として移動する施設又は設備を用いて行う営業に係る営業所

（風俗営業の営業時間の制限）

第四条　法第十三条第一項の規定による条例で定める特別な事情のある日は習俗的行事その他の特別な事情のある日として規則で定める日とし、同項の規定による条例で定める時は当該日の午前一時とする。

第五条　法第二条第一項第七号に規定する営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第七条に規定する回胴式遊技機を設置して客に遊技をさせる営業に限る。）を営む風俗営業者は、前条の規定にかかわらず、県の全地域において、日出時から午前九時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時までの時間においては、その営業を営んではならない。

（風俗営業等の騒音及び振動の数値）

第六条　法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める騒音及び振動に係る数値は、次のとおりとする。

一　騒音の数値　別表第一に掲げる数値

二　振動の数値　五十五デシベル

（風俗営業者の守るべき事項）

第七条　風俗営業者（次条に規定するものは除く。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　営業所に客を就寝させ、又は宿泊させないこと。ただし、当該営業所が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業と料理店を兼ねる場合は、この限りでない。

二　客の求めない飲食物を提供しないこと。

三　ダンスホールにおいては、客に飲食物を提供しないこと。

四　営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

五　営業所以外の場所で営業をしないこと。

六　営業の用に供する家屋において、風俗関連営業を営まないこと。

（遊技場を営む風俗営業者の守るべき事項）

第八条　遊技場を営む風俗営業者は、前条第五号及び第六号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

一　営業所（まあじやん屋に係る営業所又は法第二条第一項第八号に規定する営業に係る営業所（以下「ゲームセンター等」という。）が飲食店営業を兼ねる場合を除く。）において客に飲酒させないこと。

二　とばく類似の行為その他著しく客の射幸心をそそる行為をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。

三　客に提供した賞品を第三者に対して客から買い取るよう勧誘し、又は援助する等の方法で賞品の買取りに関与しないこと。

（ゲームセンター等への年少者の立入制限）

第九条　法第二十二条第四号の規定による条例で定める年齢は十六歳とし、同号の規定による条例で定める時は午後六時とする。

（距離制限の基準となる施設）

第十条　法第二十八条第一項の規定による条例で定める施設は、風俗関連営業の営業所が別表第二に掲げる地域以外の地域に所在することとなる場合にあっては次に掲げる施設とし、当該営業所が別表第二に掲げる地域に

所在することとなる場合にあっては第五号、第六号及び第八号に掲げる施設とする。

一　病院及び診療所

二　博物館（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）

三　公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定するものをいう。）

四　都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定するもの（次号に規定する児童公園を除く。）をいう。）

五　児童公園（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二条第一項第一号に規定するものをいう。）

六　専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二に規定するものをいう。）及び各種学校（同法第八十三条第一項に規定するものをいう。）

七　国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設で知事が指定する施設

八　第六号に規定する専修学校及び各種学校に準ずる施設で別表第三に掲げる施設

（風俗関連営業の禁止地域）

第十一条　法第二十八条第四項第一号、第二号及び第五号に規定する営業は、別表第二に掲げる地域以外の地域においては、これを営んではならない。

第十二条　法第二条第四項第三号に規定する営業（政令第三条第二項各号のいずれかに該当する構造を有し、かつ、個室と車庫が個々に接続している構造を有して行う営業に限る。）は、県の全地域においては、これを営んではならない。

2　法第二条第四項第三号に規定する営業（前項に規定する営業を除く。）及び同条第四項第四号に規定する営業は、商業地域以外の地域においては、これを営んではならない。

（風俗関連営業の営業時間の制限）

第十三条　風俗関連営業（法第二条第四項第三号に規定する営業を除く。）を営む者は、深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。

（酒類提供飲食店営業の禁止の地域及び時間）

第十四条　住居専用地域及び住居地域（規則で定める地域を除く。）においては、深夜において酒類提供飲食店営業を営んではならない。

附　則（略）

別表第一（第六条関係）　（単位　デシベル）

地域＼時間	日出時から日没時まで	日没時から翌日の午前零時まで	午前零時から日出時まで
住居専用地域	五十	四十五	四十
住居地域	五十五	五十	四十五
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域	六十五	六十	五十
その他の地域	五十五	五十	四十五

備考

一　近隣商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域をいう。

二　その他の地域とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する地域以外の地域をいう。

別表第二（第十条及び第十一条関係）

横浜市中区のうち
野毛町、宮川町、福富町西通、福富町東通、末吉町、若葉町及び曙町
川崎市川崎区のうち
堀之内町及び南町

別表第三（第十条関係）

名称	所在地
高田英語学園	川崎市川崎区本町一丁目四番地の十三

（神奈川県）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則

（昭和五十九年十二月二十七日　神奈川県公安委員会規則第六号）

（住居地域の制限外地域）

第一条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年神奈川県条例第四十四号。以下「条例」という。）第三条第一項第一号の規定による規則で定める風俗営業の種類に応じた地域は、次のとおりとする。

一　別表に掲げる地域において営む旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業及び同条第三項に規定する旅館営業をいう。）の用に供する家屋及び施設における風俗営業（ぱちんこ屋を除く。）　当該地域における住居地域

二　前号に掲げる風俗営業以外の風俗営業　商業地域の周囲三十メートル以内の住居地域

（特別な事情のある日）

第二条　条例第四条の規定による規則で定める特別な事情のある日は、十二月十五日から翌年一月十日までの日とする。

（酒類提供飲食店営業に係る住居地域の制限外地域）

第三条　条例第十四条の規定による規則で定める営業を営むことができる地域は、商業地域の周囲三十メートル以内の住居地域とする。

附　則（略）

別表（第一条関係）

横浜市港北区のうち
綱島西二丁目、綱島東一丁目及び綱島東二丁目
鎌倉市のうち
長谷一丁目、長谷二丁目及び長谷三丁目
藤沢市のうち
片瀬三丁目、片瀬海岸一丁目、片瀬海岸二丁目、片瀬海岸三丁目、江の島一丁目及び江の島二丁目
逗子市のうち
逗子一丁目、逗子二丁目、逗子五丁目、逗子六丁目及び新宿一丁目
三浦市のうち
三崎町城ケ島、南下浦町上宮田及び南下浦町菊名
秦野市鶴巻
足柄下郡湯河原町、箱根町及び真鶴町
津久井郡相模湖町与瀬

（兵庫県）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（昭和五十九年十二月二十日　兵庫県条例第三十五号）

（趣旨）

第一条　この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　第一種地域　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種住居専用地域、第二種住居専用地域及び住居地域をいう。

(2)　第二種地域　第一種地域、第三種地域及び第四種地域を除く県内全域をいう。

(3)　第三種地域　都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域のうち、第四種地域以外の地域をいう。

(4)　第四種地域　別表第一に掲げる地域をいう。

（許可の更新の特例）

第三条　法第三条第四項の規定による条例で定める特別の事情がある場合は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条第一項の規定による徴収猶予を受けている場合とする。

（風俗営業の営業所の設置を制限する地域）

第四条　法第四条第二項第二号の規定による条例で定める地域は、次のとおりとする。

(1)　第一種地域

(2)　別表第二の左欄に掲げる施設ごとに、同表の右欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄に定める地域

2　三箇月以内の期間を限って営む風俗営業の営業所に係る法第四条第二項第二号の規定による条例で定める地域は、前項の規定にかかわらず、公安委員会規則で定める地域とする。

3　前二項の規定は、風俗営業の営業所が常態として移動する場合は、適用しない。

（風俗営業の営業時間を延長する日及び時）

第五条　法第十三条第一項の規定による条例で定める日は、次のとおりとする。

(1)　十二月二十一日から十二月三十一日までの日

(2)　祭礼その他特別の行事（以下この号において「祭礼等」という。）の行われる地域として公安委員会規則で定める地域において、当該祭礼等の行われる日として公安委員会規則で定める日

2　法第十三条第一項の規定による条例で定める時は、午前一時とする。

3　前二項の規定は、法第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条に規定する営業に限る。）には適用しない。

（風俗営業の営業時間の制限）

第六条　法第二条第一項第七号の営業（ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業に限る。）に係る風俗営業者は、日出時から午前十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前〇時までの時間においては、県内全域において、その営業を営んではならない。

（風俗営業等に係る騒音及び振動の規制）

第七条　法第十五条（法第三十二条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による条例で定める騒音に係る数値は、別表第三の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄

に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 法第十五条の規定による条例で定める振動に係る数値は、五十五デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第八条 風俗営業者は、その営業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害するような行為をし、又はさせないこと。

(2) 営業の用に供する家屋又は施設（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するホテル営業及び旅館営業の施設において、法第三条第一項の風俗営業の許可を受けたものを除く。）で客を就寝させ、又は宿泊させないこと。

(3) 客の求めない飲食物を提供しないこと。

(4) 客室にかぎをかけ、又はかけさせないこと。

(5) 営業所以外の場所で営業をしないこと。

(6) 営業の用に供する家屋又は施設で法第二条第四項に規定する風俗関連営業を営み、又は営ませないこと。

2 法第二条第一項第四号の営業（専ら客にダンスを教授するための営業に限る。）に係る風俗営業者は、前項の規定によるほか、その営業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ピアノ及びオルガン以外の楽器を使用しないこと。

(2) 公安委員会が風俗上支障がないと認める団体が定める資格を有するダンス教師以外の者を、ダンスの指導に従事させないこと。

(3) ダンス教師が付添指導をしないで、客相互間のダンスをさせないこと。

(4) 教授規則を客の見やすい場所に掲示すること。

3 法第二条第一項第七号の営業に係る風俗営業者は、第一項の規定によるほか、その営業に関して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所（まあじゃん屋を除く。）で飲酒し、又はさせないこと。

(2) 著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業をしないこと。

(3) とばく類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をし、又はさせないこと。

(4) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

（風俗営業に係る年少者の立入りを制限する年齢及び時）

第九条 法第二十二条第四号の規定による条例で定める年齢は十六歳とし、同号の規定による条例で定める時は午後六時とする。

（風俗関連営業の距離制限の基準となる施設）

第十条 法第二十八条第一項の規定による条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）及び有床診療所（同条第二項に規定する診療所のうち、患者の収容施設を有するものをいう。以下同じ。）

(2) 博物館（博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び博物館に相当する施設（同法第二十九条に規定するものをいう。）

(3) 公民館（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五章に規定するものをいう。）

(4) スポーツ施設（スポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十二条に規定するスポーツ施設及びこれに類する施設で、国又は地方公共団体が設置するものをいう。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める施設

（風俗関連営業の禁止地域）

第十一条 法第二条第四項に規定する風俗関連営業のうち、次の各号に掲げる営業は、それぞれ当該各号に定める地域においては、これを営んではならない。

(1) 法第二条第四項第一号の営業及び同項第三号の営業（個室に自動車の車庫が個個に接続する施設であって公安委員会規則で定めるものを利用させる営業に限る。） 県内全域

(2) 法第二条第四項第二号の営業 別表第四に掲げる地域を除く県内全域

(3) 法第二条第四項第三号の営業（第一号に該当するものを除く。）及び同項第四号の営業 第三種地域及び第四種地域を除く県内全域

(4) 法第二条第四項第五号の営業 第四種地域を除く県内全域

（風俗関連営業の営業時間の制限）

第十二条 法第二十八条第四項に規定する風俗関連営業は、午前〇時から日出時までの時間においては、これを営んではならない。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第十三条 法第三十三条第一項に規定する酒類提供飲食店営業は、午前〇時から日出時までの時間においては、第一種地域において、これを営んではならない。

（補則）

第十四条 この条例の実施のための手続その他この条例の執行について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

付 則（略）

別表第一（第二条関係）

名称	地域
三宮地区	神戸市中央区のうち 加納町三丁目並びに中山手通一丁目及び二丁目のうち市道長田楠日尾町線以南の地域 加納町四丁目 下山手通一丁目及び二丁目 北長狭通一丁目及び二丁目
福原地区	神戸市兵庫区のうち 福原町 西上橋通一丁目及び二丁目 西橋通一丁目及び二丁目 西多聞通一丁目及び二丁目
神田新道地区	尼崎市のうち 昭和通四丁目及び五丁目 昭和南通四丁目及び五丁目 神田北通二丁目、三丁目及び四丁目 神田中通二丁目、三丁目及び四丁目 神田南通一丁目
魚町地区	姫路市のうち 坂元町 本町のうち国道二号以南及び市道城南二十九号線以西の地域 福中町 西二階町及び立町のうち市道城南二十九号線以西の地域 魚町 塩町 十二所前町のうち市道幹第八号線以北の地域

別表第二（第四条関係）

施設	地域：第二種地域に営業所を設置する場合	地域：第三種地域に営業所を設置する場合	地域：第四種地域に営業所を設置する場合
学校、図書館又は保育所	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては百メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあっては七十メートル以内の地域	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては七十メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあっては五十メートル以内の地域	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては五十メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあっては三十メートル以内の地域
病院又は有床診療所	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては七十メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあっては五十メートル以内の地域	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては五十メートル以内の地域、その他の風俗営業の営業所にあっては三十メートル以内の地域	施設の敷地からキャバレー等及びぱちんこ屋等の営業所にあっては、三十メートル以内の地域

備考

1 「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定するものをいう。

2 「図書館」とは、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定するものをいう。

3 「保育所」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条に規定するものをいう。

4 「キャバレー等」とは、法第二条第一項第一号の営業をいう。

5 「ぱちんこ屋等」とは、法第二条第一項第七号の営業をいう。

6 施設の敷地には、当該施設の用に供するものと決定した土地を含む。

別表第三（第七条関係）

地域	数値：昼間	数値：夜間	数値：深夜
第一種地域	五十デシベル	四十五デシベル	四十デシベル
第二種地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル
第三種地域及び第四種地域	六十五デシベル	六十デシベル	五十デシベル

備考

1 「昼間」とは、日出時から日没時までの時間をいう。

2 「夜間」とは、日没時から翌日の午前〇時までの時間をいう。

3 「深夜」とは、午前〇時から日出時までの時間をいう。

別表第四（第十一条関係）

名称	地域
有馬地区	神戸市北区有馬町（都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域に限る。）
城崎地区	城崎郡城崎町（都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業地域に限る。）
湯村地区	美方郡温泉町（国道九号のうち細田交差点から町道竪町線との交差点までの区間、県道若桜温泉線のうち細田交差点から町道竪町線との交差点までの区間及び町道竪町線に囲まれた地域並びに当該地域を囲む道路の外側端から二十五メートル以内の地域に限る。）

海外の話題
INTERNATIONAL AMUSEMENT NEWS

AM機部門大削減
米国バリー社、1億5千万ドル分ライトオフ

米国のバリー社（バリー・マニュファクチュアリング社、本社シカゴ、ロバート・ミューレーン社長兼CEO）は十二月十三日、同社の硬貨作動式AM機部門の大幅縮少を実施することを明らかにし、業界にショックを与えた。

これは米国内のとくに業務用TVゲーム機を中心としたAM機分野の低迷を背景に行なわれることになったもの。米国の税制で特徴的なライトオフの方式で行なわれており、一定の資産が償却されることにより、全体の財務状況が改善されるというもの。

同社が発表したところによると、二年間に及ぶAMゲーム機部門の低迷により、八四年第四・四半期（十二月末締め）に一億五千万ドル分の償却を行ない、AMゲーム機部門を大幅縮少することになった。これは他の部門の経営状況が好調なのにもかかわらず、AMゲーム機部門が九千五百万ドルもの赤字を生み出しているから、とされている。バリー社の八三年度（十二月末締め）決算では純利益は九四%減の五百十六万ドル（八二年度九千百万ドル）と激減したが、八四年度決算はさらに悪化して約八千万ドルの赤字となる予定である。

同社ではアトランチックシティーのバリー・パーク・カジノやシックス・フラッグ遊園地などでさらに業績を伸ばすが、AMゲーム機部門だけはどうにもならないと判断されたもの。

少なくとも八二年度までは、同社の好決算を押し上げてきたのはAM機部門であった。同社を驚異的なまでに大きくした原動力となったAM機部門は、今では逆に同社の大きなお荷物となったことになる。

同社AMゲーム機部門の大幅縮少は、一部工場や事務所の閉鎖、不良在庫の整理、人員ならびに経費削減、その他ロケーションの整理など——全体に及ぶとされているが詳細は未発表である。この結果、同社AM機部門における売上げ高は、八二年度で同社全体の約五〇%を占めていたが、八三年度では二〇%となり、八四年度は一段と下がるもようである。

投資家筋によると、バリー社は余力を持っているほうであり、AMゲーム機業界は最盛期（八二年度）の三分の一程度になるもようで、この観点からすると同社は最大の〝生き残り組〟になるとされている。もっとも、米国でのAM機の低迷の原因が解決されるならば今後の見通しは明るいとも言える。

米国業界誌「プレイメーター」の
ラリー社長死亡
12月10日夜、交通事故で。38歳

米国AMゲーム機業界誌のひとつ、「プレイメーター」の社長兼発行人兼編集長、ラルフ・C・ラリー氏が十二月十日夜、交通事故で死亡した。三十八歳。葬儀は同十二日、同氏の夫人と二人の子ども、母親、三人の姉弟らに見守られてとり行なわれた。

ラルフ・ラリー氏の死は、まったく突然に訪れた。十二月十日の夜、ルイジアナ州ニューオーリンズにある「プレイメーター」編集部から三ブロックも行かないところで、かれの乗っていた自動車が交通事故に会ったのだ。同乗していた「プレイメーター」の広告担当、カレン・グレイ女史は軽傷を負ったが、ラルフ・ラリー氏は即死した。

皮肉なことにラリー氏は「プレイメーター」の十周年記念号の最終校正を終えた直後に死亡したことになり、またちょうどかれの三十八歳の誕生日を迎えて一週間も経たずにこの世から去ったことになる。

「プレイメーター」は一九七四年十一月のMOAショーを機会に創刊され（創刊号は七四年十二月号）、当初月刊誌だったが、月二回刊となっていた。発行システムの上で、著作権者としてスカイバード社という別会社を設けている。同誌ならびに同社では八〇年三月以来毎年春にAOE（アミューズメント・オペレーターズ・エキスポ）をニューオーリンズまたはシカゴで開催してきており、単なる業界誌でない働きをしてきている。しかし、最近ではもうひとつの業界誌「リプレイ」の評価が高く、「プレイメーター」は苦しい状況にあると言われてきている。同誌の社内スタッフはラリー氏以下、編集二名、デザイナー一名、写植二名、広告担当一名、購読担当一名、経理一名となっており、欧州での提携先をロンドン（ハーレスコンベ社）に持ち、発送はオランダから行なうなど、米国を含む世界中に月二回雑誌を送り続けてきている。

アップライト版で
「パックランド」、「ギャラガ3」も

TVゲーム機「パックランド」のアップライトが、米国でバリー・ミッドウェー社（本社イリノイ州フランクリンパーク、マロフスキー社長）から十二月発売となった。日本のナムコが許諾したもので、ゲーム内容などは同じだが、テーブル型とアップライト版では操作盤が異なるのは当然。

バリー・ミッドウェー社からは同様に、ナムコから許諾の「ギャラガ・スリー」改造キットが発売されているが、これは「ギャプラス」のことで名称は変っても内容は変っていない（ただしこれもアップライト版）。

Pac-Land (Bally Midway)

健全なAMゲーム機と
灰色機とは区別
AGMAが〝区別キャンペーン〟

健全なAMゲーム機がギャンブル機と混同されることに関して、AM機メーカー側が反対するのは当然であるが、米国のAM機メーカー協会であるAGMA（アミューズメント・ゲーム・マニュファクチュアラーズ・アソシエーション、本部バージニア州アレクサンドラ、ジョー・ロビンズ会長＝同協会はAVMDAを吸収しAAMAになることになっている）は精力的にそのキャンペーンに乗り出している。

その一例としてAGMAでは十二月四日から三日間、フロリダ州オーランドにあるウォルト・ディズニーワールドで開かれた全米弁護士協会の冬季総会に参加、（賭博でなく）アミューズメント目的で作られたAMゲーム機と、ギャンブル機との違いを明らかにするキャンペーンを行なった。

AGMAのブラズウェル専務は「いわゆる〝灰色〟ギャンブル機の急激な増加は、全米弁護士協会も見逃せない問題となる。私たちはAM機とギャンブル機の間の線引きを保たねばならない」と語っている。

地域社会に貢献するAM機
実物で自治体代表に説明を

AGMAではまた十一月二十四日から四日間、インディアナ州インディアナポリスで開かれた全米都市協議会にも参加し、ここではAMゲーム機の社会的意義をアピールしている。

AGMAの法律顧問、ピーター・コプケ氏はこの会合に一連のAMゲーム機を持ち込むとともにアピール文書を何百枚も配布した。この会合は全米各地の地方自治体のうち都市（シティ）の代表が集って行なっているもの。郡部（カントリー）代表会合や州（ステート）代表会合にもAGMAは同様にこれまで参加してきており、努力が評価されるところである。

今回の都市協議会会合でAGMAがアピールしたのは、①アミューズメント・ゲーム機の具体的な紹介、②AMゲーム機が地域社会（コミュニティ）で使われている有用性、③AMゲーム機の入手方法（公共用にはほとんどの場合無料で提供される）など。

AMゲーム機の健全性は、とくにメーカーなど業界側から積極的にアピールしていかなくてはならないことを、このニュースは示している。十分に日本でも検討していい話と思われる。

遊放談

森　今回は日立市でご活躍の中外の梶社長です。まずオペレーターの立場から当業界の現状についてどうご覧になりますか。

梶　現状を分析し展望してみますと、二つ見方がありましてね。一つは、現在のゲームがこのまま業務用としての広がりを持続していけるのかどうかで、家庭用ゲームが伸びているのを思い合わせるとこのまま行くとは考えられません。以前はテレビゲームは希少で珍しくもあったのが、最近は身近な存在としてどこにでもあるので目新しさがなくなり、業務用ゲームに客離れ現象が出てきました。だから我々の営業面では特定の立地条件を得た上で従来以上のよりきめ細かなサービスといった対応しか方法がなく、これを怠る所は衰退すると思いますね。……もう一つは、当業界が経験したことのない、プレイヤー以外からの外的制約を、今回受けるハメになり、PTAや警察との対応が出てきたこと。このワズラわしい制限の中でオペレーター自身に、こんな面倒くさいものならもういいやというあきらめ的ムードが出てくる懸念があり、そうなると業界は縮小します。つまり一つはキカイと営業内容の問題、一つは風営法への対応の問題、この二つから業界は縮小均衡へ向かわざるを得ません。それに今回の規制が額面通り行なわれると、小規模ロケーションは投資効率上の問題でスクラップする場合もあるかもしれません。

森　対策的にはどうなんでしょう？

梶　現状どういう対処が必要かということであれば、第一は立地条件のいい場所へ積極的なロケーション展開を図る、そして立地条件のワルイ所は思い切ってスクラップにしていく、拡大と縮小、両面の均衡を調整し保つことが必要で、それに耐え得る企業の土壌作りの時期だとも思います。キカイを倉庫入りさせないためにも拡大はしておくべきで、足切りの時期が来たらこうするというハッキリした対策を今立てておくこと、そう私は思っているんですが……。

それと、最近はプレイヤーのキカイに対する見方も今まではこれは新しいキカイ、これは古いキカイと言っていたものが、価値観の多様化の中でアイマイになってきていて、ゲームが新しいからと言って必ずしもとび付いてはきませんね。古いものでもゲーム性のあるものには客も集ります。私はこの現象をニーズからウォンツのあるものに変ってきていると言っているんです。従ってウォンツのあるキカイは何かと、古いものも見直す必要があると思います。その意味で倉庫入りを云々していますし、現場での修理なども入れ替え、取替えという作業に切替えた方が技術者の数は少なくてすみ、同時にウォンツ商品の発掘になりますから、故障は入れ替えという発想で古いキカイを活用しようと図っています。アメリカにおけるパックマンのように、次々と出てくる新商品を尻目にいまだに当初の頃と大差ない売上げを保持していると いう話を聞くにつけても、その辺の見抜き方、眼力の強化が必要でしょうね。

ゲームが目新しい時は状態さえ保っておけばお金が入った、だから出来るだけ早く入手し、早く回収するというのが今までの考え方でしたが、最近は新旧の区別なくプレイヤーの価値観でみられる時代になってきていますから、客も各人が目的意識を持って入ってくるようですね。その分オペレーターとしては、演出というかキメ細かいサービスが必要になってきた時代とも言えます。独自の対策が必要と同時に、ロケーションオーナーに対しても、その辺の所を全て含めて、当然、説得し協力をお願いしていかなければならないでしょうね。

最近、衣料品の分野などでも、商品そのものの個性化を強調していますね。それと同じようにゲームも既成概念を固持するのでなく、プレイヤーの層を区切ってみて、それ向きの商品といったような、年齢層・志向層を的にしたキメ細かい開発が必要だと思いますし、是非やって欲しいことでそうすれば違った展開ができると思います。

森　新風営法への茨城県の動向はどうでしょう？

梶　茨城県としては、現在十社程の協力を得、広域オペレーターの方々にも中央の情報とか、各県の動向をお願いし協力を頂いております。関連しての話ですが、小委員会の岩上委員長は茨城県出身で、私も今回の件でお会いし話合ったのですが、その中で先生がとくに強調されていることは、結局、なんだかんだ言ってみたところで、最終的には、業界の自浄作用、自浄能力に期待するしかない、ということですね。そう言われれば、今回の事態も他人が起したんじゃなくて、我々自身が引きおこしたんですよね。ゲームが賭博に使われた、これは一般の人からみれば同じにみえますから、内容が違うと言ってみても仲々通じませんよ……。

しかしそれよりも私がおそれることは、今回法規が定った、そのときに、法律にないから、といった見方、考え方で、そのアミをくぐるのに汲々としたり、そのアミをくぐっての正当性を発揮する、そんなやり方が出てくるんじゃないか……心配です。我々は矢張り内に向ってもっと〳〵厳しく対処しなければと思います。社会に逆らう志向の開発は、作っている人には解る筈ですから、これ以上の社会的制裁を受けないためにも、ハイテクノロジーの悪用は無用にしてほしいものです。

森　どうもお忙しいところをありがとうございました。

ゲスト 株式会社 中外アソシエーツ
梶 格康社長

聞き手 株式会社 エスコ貿易
森 健次郎

各メーカーが明らかにした

今年の商品展開方針

85年の市場開発方向

2カ月に一機種を開発

アイレム

風営法の施行を目前に控え、当業界はまさに最大の過渡期を迎えるわけですが、この厳しい状況の中、アイレムは本当にオペレーターに喜ばれるもの、また業界を活性化させるような商品づくりを今年も目指していきます。

その具体的な展開といたしましては、数年前より発売してまいりました「PTLシリーズ」を今年も二機種ないし三機種発表の予定です。これは爆発的な売上げよりも、長期間安定した売上げを得るものとして、オペレーターが最も喜ぶマシンではないかと自負しておりますし、当社ロケーション売上げでも、かなりのウエイトを占めております。

またビデオゲームにおきましても、ライフサイクルの長い商品の開発に努力しております。昨年より発売いたしておりますアイレムマザーボードの活用で、オペレーターの負担をできるだけ軽減し、またプレイヤーを満足させるゲームソフトの供給を安定的に行なってまいります。原則として二ヶ月に一機種のペースで発表を行なう予定で、商品開発を進めております。その他にも、店頭物も開発中でございますので、いずれ発表させていただきます。これからのアイレムは、AM業界に貢献できるようなオリジナル製品を開発し、発表していくつもりでおります。

「フリーシンカー、アイレム」のスローガンに基づいて、「アイレムの目は遊びの進化を見つめ、アイレムの手は喜びの空間を拡げ、アイレムの心はゆとりある未来を創る」をテーマとして、本年も全社員一丸となって進んでいきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（販売課長・下条磨登夫）

アーケード機の充実を

カトウ製作所

昨年度は、NAOアミューズメント・エキスポ84、第二十二回アミューズメントマシンショーに出展させていただき、当社オリジナルアーケード機「メルヘンでんわぼっくす」およびプライズマシン「でるでるロボくん」が大変なご好評を賜りまして、ありがとうございました。

一九八五年度の当社の商品展開の方針といたしましては、従来のプライズマシンおよびアーケードマシンに、なお一層の研きをかけていく所存でございます。風営法の問題もあることから、今後オペレーターのロケーション展開も変わっていくものと思われますが、当社はあくまでお客様、またオペレーターのニーズに見合った商品の供給にお応えできるように、そしてさらにオーディオビジュアル的な製品の開発に全力を尽くしたいと思っております。本年もよろしくお願い申し上げます。

（営業部長・後藤四郎）

広い分野の商品を展開

セガ社

間近かにせまった「改正風営法」の施行による影響は、我々業界にとってはかり知れない程の深刻なものがあり正に最大の試練の場に立たされていると言えましょう。ロケーション経営にとっては今までの方式を根本的に見直しせざるを得ない事態が到来することも考えられます。こうした条件下でいかに知恵を絞って売上げを維持向上させていくか、メーカーとして当社は月並みではありますが、やはり第一にヒット商品の提供につきると信じ、一昨年、昨年と開発部門の強化に努めて参りました。今年は業界の「新時代」の幕明けに対応し、健全で収益性の高いアミューズメントの提供を念頭に、ビデオ、メカトロニクス、メダル機そして新企画の分野の商品と広範囲にわたって商品展開をはかっていきます。

まずビデオについては従来のテーブルものを中心に収益性の高い作品を、またメカトロ分野の商品としてアスレチックがらみのライディング・ゲームや新感覚のムービングキャビネット採用のアクションゲームをロケーション運営に欠かせぬ目玉商品として提供していきます。一方メダルゲームについては、昨年暮れに発売し好評を博しました「スーパー・ダービー」のシリーズ物として、小規模の店舗でも設置できるコンパクトサイズのものを、またマスゲームから一人用まで、数種のゲームを前半のマーケットにお届けします。このほか過去数々の新技術導入による先駆的な新製品の開発に努めてきた当社として、技術的にも感覚的にも新しい発想に基づく商品の開発を心がけてまいります。

今年もどうぞよろしく御支援下さいますようお願い申し上げます。

（取締役販売事業部長・小形武徳）

高性能と使い良さ追求

旭精工

昨年、当社では新機種の開発及び品質管理・納期管理の充実を主眼として参りました。開発については〝尚一層のニーズに合った製品を追求しなければならない〟という反省を残しました。品質管理・納期管理についてもお客様へのサービス体制の上でより多く反省しなければならないと痛感致しました。

八五年二月よりの新風営法施行に伴ない今後はより一層厳しい情勢に向かっております。そういう中で当社の商品展開についてはより高度な性能、より扱いやすさを追求し開発してゆく所存であり、従来製品の一層の充実、改良と共に特有のアイディアを持って独自の開発に向けての製品展開をはかりたいと考えております。

また、徹底した製品管理により〝安定した品質〟そして〝より安価な製品造り〟を基本として〝より多く供給〟できるよう一環した生産体制の確立を目ざす所存でございます。

お陰様でその礎としての新工場が昨年十一月に完成致しました。本年も当社にとって厳しい年になる事とは思いますが、絶えず前向きの姿勢を忘れずに前進していきたいと考えておりますので、なにとぞ変わらぬご支援ご鞭撻の程お願い申し上げます。

（営業課長・川村典世）

OPとの共存共栄図る

カプコン

新年あけまして、おめでとうございます。来る二月十三日に改定施行される風俗営業法への対応に、オペレーターの皆様をはじめAM業界の皆様方が、昨年夏より大変なご心労をかけられましたが、私ども、メーカーといたしましても、このような事態に対処できる商品に的を絞った開発を行なっていく所存であります。

改定目的の第一のポイントである営業時間の短縮は、即ち、売上げ低下を招くものでありますが、この短縮された営業時間においても従来通りか、それ以上の売上げが実現できる強力な商品の開発に全力を傾けております。第二に青少年の指導問題がありますが、これらの分野におきましても、夢多き子供達の健全な育成に役立つ内容のキャラクターを開発のポイントにしております。第三に、従来のTVゲーム等のマーケット以外に、長年培って参りました私達のノウハウが通用する分野に適応する商品と需要の掘り起しを行ない、オペレーターの方達と共存共栄のできる新商品を世に送るべく、努力をしております。

すぐれた発想によるすぐれた商品は、当を得たタイミングに恵まれてこそ、期待される収益が皆様のお手元を潤すものと考えます。

一九八五年のカプコンは、皆様方のご期待にお応えすべく、社運をかけて商品の開発に邁進しておりますので、本年も倍旧のお引立ての程、お願い申し上げます。

（業務部長・二葉憲和）

50周年迎え開発に意欲

トーゴ

昨年は、無事スタンディングコースターが、オハイオ州キングズアイランドにオープンし、日本製コースターとしては、初の全米コースターランキング四位になるなど、予想以上の反響と成果があがりました。

今年も、カナダズワンダーランドで、同機のオープンが予定されており、一号機以上の成果が得られるよう、全社一丸となって頑張りたいと思います。

国内においても、つくば博への出展など、数多くの新規施設導入が予定されており、新社名『トーゴ』として、すばらしいスタートの年となるよう努力いたす所存です。

また本年は、弊社創業五十周年を迎える記念すべき年でもあり、創業以来皆様に、並々ならぬご支援を頂きましたことに、心より感謝し、お礼申し上げ、今後とも皆様のお引立てによりまして、御期待していただける『トーゴ』をつくってまいる所存でございます。

風営法改正にともない、厳しい状況ではありますが、健全なレジャーを社会に供給することは、業界人としての誇りであり、使命であると思います。

メーカーとして、業界の活性化に不可欠な、高収益をもたらす新機軸の商品を積極的に開発し、困惑の時代を乗り切る一助となればと考えております。

本年もよろしくお引立てのほど、お願い申し上げます。

（代表取締役社長・山田收男）

斬新なゲームづくりを

アルファ電子

昨年はAMショーに出展しました16ビット使用のビデオゲーム「エクイテス」がご好評をいただき、ありがとうございました。

今年の商品展開の方針といたしましては、16ビット使用のハードをベースにして数種のゲームをシリーズ化して発表し、オペレーターのニーズにお応えしたいと存じております。

またプレイヤーの多様な要求を満たすべく、新しい発想に基いて、ハードの設計も含めた「斬新なゲーム」づくりとして、コンピューターグラフィックによるレーザーディスクを超えたもの、というアイテムにただいま挑戦しております。

いずれにしても、これらに積極果敢に取り組んでいくことが、市場の活性化に寄与できるものと確信しております。

新風営法の実施がせまり、今後の業界の対応がきびしい折から、当社といたしましてはあくまで開発メーカーに徹し、内容の濃い、大人のプレイヤーをも十分に満足させうるゲームづくりに的をしぼり、さらに研究開発に邁進していく所存でございます。今後ともよろしくお願い申しあげます。

（営業部長・早川弘一）

市場拡大を図れる商品

データイースト

昨今の市場の構造的な変化に基づく世界的な需要の冷え込みに加えて、国内では風俗営業法が施行され、ゲームセンターは大きな影響を受ける等、難題を抱えた重大な年となる事を覚悟致しております。

私達、データイーストは、会社方針〝レジャーエレクトロニクスで豊かな社会を演出しよう〟の下で昨年は〝空手〟、〝レーザーディスクゲーム〝サンダーストーム〟など斬新でゲーム性の高い製品を販売し、皆様方より高い評価を得ており業界にも大きく寄与できたと自負しております。

本年も会社方針に従いメーカーとして新しい技術を駆使し、高収益とライフサイクルの長さを期待できる、即ち高品質のゲームを豊富に提供する

（次ページへ続く）

ように、引き続き努力すると共に、市場の新規開発を目標としたソフトの開発に努めます。

プレイヤーが、喜んでくれるゲームソフトの提供以外に、業界が直面している難関を乗り越える道はないと信じています。

また、昨今の家庭用ゲームの普及は、目を見張るものがあります。これは、パソコン用の高品質のゲームソフトの供給によるもので、我社も保有しているゲームソフトを活用してパソコン用のゲームソフトの製造、販売を計画しております。テレビゲームの社会的評価を高め業界の発展のため、努力したいと考えております。

本年もなにとぞよろしくお願い致します。

（取締役レジャーエレクトロニクス事業部長・兼安時紀）

時代変化に柔軟に対応

ナムコ

いよいよ改正風営法が施行される年を迎えました。当然のことながら、今年はAM業界にとって非常に厳しい一年になることが予想されます。

ナムコといたしましては、この厳しい状況を乗り切るべく、ニーズに対応した製品の開発、供給に一層努力する方針です。

まず、ビデオゲーム部門では、プレイヤーのゲーム離れが進んでいる現状を踏まえ、斬新な内容を基本コンセプトとしたライフサイクルの長いゲームを発表していく計画です。ハード面におきましても、低コスト、かつ坪効率の高さを追求するのはもちろんのこと、テーブル型に代わる新規筐体を開発し、ロケーションのイメージアップを図り風営法に対処したいと考えております。

次に、エレメカゲームにつきましては、健康的で明るいイメージの製品作りに重点を置き、AMショーで好評を得ました「一打逆転」をはじめ、エレメカならではの迫力と臨場感あふれる機械を提供してまいります。

また、コンシューマー向けゲームソフトも、MSX用に続いてファミリーコンピュータ用ソフトの供給を開始し、好調な滑り出しを見せております。今後も引き続き高品質のソフトを製造、販売すべく準備を進めておりますのでご期待下さい。

一方では、以前よりアミューズメントロボットの開発や飲食店の経営など、知識産業・情緒産業を推進してまいりました。これらは徐々に成果を上げておりますし、また、教育機器及び健康機器分野への挑戦も行なっておりますので、今後は幅広い展開ができるものと思います。

風営法施行後の数年間は、当業界にとって模索の時代、試練の時代になると予想されます。

ナムコでは時代の変遷に柔軟に即応すると共に、知識産業・情緒産業のパイオニアとして、業界の発展に貢献していく所存です。本年もなにとぞよろしくお願い申し上げます。

（取締役販売部長・市瀬龍雄）

ゲームで人間性回復を

関西精機製作所

最近、不思議な、そしてうれしい光景を目にした。場所はお歳暮客でにぎわう繁華街のゲームコーナー。新製品のロケテスト中の事である。歩道には、親子連れ、恋人達など多くの人々が歩いていた。気温が低いこともあって皆体を縮め、もくもくと歩いていた。どちらかと言うと、人間というより物がベルトコンベアーで運ばれて行く、そんな感じであった。

ところが、ゲームコーナーのガラス越しに見える新製品と、夢中になってゲームを楽しむプレイヤーを見たとたんに、人々の顔が明るくなった。人々の間になごやかな会話が生まれた。コーナーの内側から見ていると、もっと面白い。左から来た人も、右から来た人も、九㍍のガラス戸の中央に置いてある機械を通り過ぎると、急に明るくなる。中央の機械が人間性回復機に見えた。

今年は、アミューズメント・マシン業界にとって〝風営元年〟、業界の良し悪し、イメージが世に問われる年、関西精機製作所は「ゲーム中に明るい歓声が上り、ゲーム場にほのぼのとしたムードを創り出す機械」「子供が親の手を引っぱって入って来る、そんなゲーム場にふさわしいアーケード機」を目指し今年も努力致します。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

（専務取締役・古川純一郎）

ジョイフルな商品提供

ジャレコ

減速低迷気味であった市況も輸出主導により景気回復の兆しがみえるようになったものの、アミューズメント業界の環境面では『新風営法』の施行など局面を新たにして、なお一層の厳しい状況下におかれることは必至であります。

これに反して市場では、ニューメディアなど新しい情報産業の発展には目を見張るものがあり、当業界も、この動きに相応したフレキシブルな感性のもとに、商品開発を進めていくことが余儀なくされている昨今であります。

当社でも昨年アンテナ店舗を一店舗増やすなどして顧客のニーズ・動向を的確にキャッチするなどし、変化に富み、かつ多様化された機種による、より楽しいジョイフルな商品の提供をしていきたいと考えております。また当社では今年度よりこれらビデオゲームの他、十年間培った電子技術を駆使し、新たに画期的なエレクトロニクス商品の発売もしていくことなどから大いに発展・躍進の年になるものと自負しております。

また、当社は昨年設立十周年という一つのフシを迎え、本年は十一年目ということから新たな原点に立ち、お客の皆様に喜ばれる商品を幅広く提供していく所存です。今年もよろしくお願い申し上げます。

（取締役営業部長・近藤孝）

購買力増す製品を供給

岐阜特機

昨年はAM業界にとって、黒船の到来以上に環境の変化を強いられた年でした。春に風営法改正の話が聞かされ、業界人の適切な対応の遅れから夏には致命的な法案の成立をみ、「業界のまとまりのなさ」という恥部をさらけ出し、警察庁の意のまま新風営法という網を被せられ、その後は網の中で精一杯の抵抗を続け、年を越してしまいました。

その間メーカー各社も多種多様な新製品を世に送り出しましたが、オペレーター各位の先行き不安から購買力も薄れ、また風営法に取り込まれたゲームという世論のためかインカムも前年に比して思いの外思わしくなく、業界の一員として残念でなりませんでした。当社も昨年は二機種を世に送り出しましたが、いろいろ反省させられた一年でした。本年はこの反省を生かし、オペレーター各位に認めて頂ける製品を供給致したいと思っております。

本年が業界人にとって試練の年であることは、万人が認めるところであります。オペレーター各位とともに、二月十三日という新風営法施行日を厄日に終わらせず、アミューズメント業界にとって再出発の吉日となるよう努力をしていきたいものです。

日本は法治国家ですから、法を守り法のもとに努力をし、活路を見い出したいと考えます。そのためには、業界人が一致団結して、昨年までのような権利の主張のみで営業してきた自由営業から、本年よりは、義務を果たした上での権利主張のできる営業形態にもっていくこと、即ち新風営法を遵守し、青少年に悪影響を与えない、かつ健全営業を行ない、その枠内において営業を行なう義務が課せられたことになります。

業界人は業態の別なく一致団結して、風営法に取り込まれていることが不自然と国民大多数が認識するまで、努力しようではありませんか。

（代表取締役・真鍋巧）

独自の新システム主力

コナミ

昨年はコナミ製品をご愛顧頂きありがとうございました。心よりお礼申し上げます。

弊社は今年こそアミューズメント産業の〝元年〟と考え、従来以上に独創的で内容豊かなゲームソフトの開発に全力を傾け、お客様のご要望に応えていきたいと考えております。

その第一弾として、最新のエレクトロニクス技術を駆使し、世界に先駆けて開発した「バブルシステム」を主力商品として、新春早々展開していく方針です。このシステムはかつての〝アルキメデスの風呂〟、〝ニュートンのリンゴ〟と同様の画期的アイディアから生み出されたもので、従来のゲームコンセプトを一新したシステムです。大容量のメモリー機能を持ったこのシステムを採用していただくことにより、高品質のゲームソフトを低価格でご利用いただけます。また、「バブルシステム」はコピーが不可能ですので、安定したスムーズな流通を確保し、お客様の収益向上に貢献できるものと確信致しております。

今年もコナミ製品をご支援頂きますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

（広報宣伝課・坪井隆良）

採算性アップの乗物機

ホープ

わがアミューズメント業界は、二月に新風営法施行という厳しい社会情勢の中で、新年を迎え、多難な幕明けとなりました。

オペレーターの皆様をはじめ、我々メーカーも、新風営法に対しどのように対処して良いのか迷うばかりで、暗中模索の状態だと思います。その状況下において、総合乗物メーカー〝HOPE〟は、風営法対象外の乗物にてオペレーターの皆様に役立つ方法をあらゆる面から検討しております。また、それが六十年度の商品展開においての重要なポイントになるとも考えております。

具体的には、乗物の採算性をアップするため、今までより優れた内容で廉価な商品の開発、そしてコンパクトで小さなスペースに置ける商品の開発に力を入れ、そういったメリットのある数多くの新製品を出す考えであります。二月のNAOアミューズメント・エキスポの時には、その第一弾として廉価版のバッテリーカー二機種、小さな回転式乗物二機種、その他数機種発表いたします。御期待下さい。

また供給体制につきましても、オペレーターの皆様の多様化したニーズに即応できる体制を整え、営業の糧となる商品の安定供給をめざして頑張る所存でございます。今後とも〝HOPE〟製品の御愛顧をお願い申し上げます。

本年は、アミューズメント業界にとって、輝かしい未来への第一歩となるようお祈り申し上げます。

（取締役レジャー部長・矢野徳蔵）

（編集部註）今年の各社の商品展開方針は例年になく件数が少なかった。これは新風営法による影響を測りかね明確な方針を出せない、ということによるものと思われる。

話題のマシン

セガ社からＴＶ機「ボクシング」基板

2人同時に対戦

9人用メダルゲーム機「スーパーダービー」も

㈱セガ・エンタープライゼス（本社東京、中山隼雄社長）からＴＶゲーム機「チャンピオンボクシング」が十二月上旬、大型メダルゲーム機「スーパーダービー」が十二月中旬、それぞれ発売となった。

まず「チャンピオンボクシング」は一人用ではコンピューターが相手、二人用では二人同時プレイで互いの対戦となるボクシングゲーム機。プレイヤーのボクサーは赤いトランクスをはいており、レバーを左右に動かすと前進と後退（画面を左右移動）を行なう。パンチはジャブ、アッパー、ストレートの三種類があり、ボタンにて選択しパンチボタンで打つ。さらにレバーで上下に打ち分けられ、上方向で相手の顔面、下方向でボディーへのパンチとなる（相手がパンチを出してきた時は顔とボディーのガードができる）。画面下部にパンチの種類とともに、疲労度メーターが示されているので、これを見ながらうまく立ち回る。一ラウンドに三回ダウンするとＴＫＯ負け、ダウンして十カウント以内に立ち上がれないとＫＯ負けとなる。

一人用の場合は三ラウンド（一ラウンドは一分間）終了時に相手より得点が高いと次のラウンドへ進む。同点の時はコンピューターが勝者。二人用の場合は五ラウンドでゲーム終了となる。基板販売のみでＯＰ価格七万五千円。

「スーパーダービー」は競馬を内容とした九人用メダルゲーム機で、二十六インチＴＶモニターを三つ並べたマルチ画面、光ファイバーケーブルによる信号伝達などを特徴としている。全部で十レースあり、距離は千六百メートル、千八百メートル、二千メートルの三通りで障害レースも盛り込まれている。各レースとも六頭だてで、各馬の脚質に逃げ、差し、追い込みの特色が出されており、レース内容は多彩な展開をみせる。写真判定もある。またファンファーレが鳴り、レース展開に合わせた実況アナウンス、そして女性アナウンサーによるレース紹介、着順のお知らせなど臨場感を盛り上げるいろいろな演出が行なわれる。プレイヤーはベットボタンを押して単勝式（六通り）、連勝複式（十五通り）のいずれにも賭けられる（一つの賭け枠はメダル最高二十枚まで）。三画面連続画像によるレースは迫力がある。定価九百二十万円。

チャンピオンボクシング

スーパーダービー

パチンコ式プライズマシン クマに玉投げる

こまやから「おへそのサーカス」

プライズマシン「おへそのサーカス」が、㈲こまや製作所（本社神戸、田中弘社長）から発売となっている。

これはパチンコ式によるもので、ラビットが寝ているクマのおへそを狙ってボールを投げるゲーム。ボックス内の奥にクマが寝ており、そのおへそに乗ったボールが上下している。硬貨投入後、パチンコで玉を打つと、玉はらせん状のレールを四回転した後、おへそのボールを目がけて飛んでいく。うまく当たってボールが落ちると景品が払出される。ゲーム中に楽しいメロディーが流れる。一回玉を打てばゲーム終了となる。定価は三十五万円。

おへそのサーカス

ホープから定置回転式「メリー」とレール走行式 宇宙探検車

定置回転式乗物機「ワンワンメリー」とレール走行式乗物機「スペースビークル」が、㈱ホープ（本社工場川崎市、小野定良社長）から発売となっている。

「ワンワンメリー」はブルーとピンクの二匹の犬がローリングしながら回転するもので、パラソルが付いている。作動時間九十秒でメロディー二曲が流れる。二人乗りで定価五十八万円。

「スペースビークル」は宇宙探検車をテーマとしたものでクレーター（登坂部分）を越えて走る。前の手の部分は運転席から動かせる。親子二人乗り。十五メートルレールとのセットで定価百四十八万円。

スペースビークル

ワンワンメリー

訂正 本紙前号「話題のマシン総目録」中「ＴＸ－１Ｖ８」の価格は定価二百二十九万円の間違いでした。謹んで訂正します。

話題のマシン

データからＴＶ機「リバレーション」基板

捕虜を助け出す

占い機「東京見栄診療所」も

空中戦と地上戦を展開するＴＶゲーム機「リバレーション」が十二月二十日、ＴＶ占い機「東京見栄診療所」が十二月上旬、いずれもデータイースト㈱（本社東京、福田哲夫社長）から発売となった。

「リバレーション」は空中戦が一場面、地上戦が三場面の計四場面の展開があるＴＶゲームで、各場面で画面がスクロールする。まず空中戦では八方向レバーで戦闘ヘリコプターを操作しながら、ファイアーボタンによる発射攻撃で敵機を撃破していく。ある程度進むとヘリポートが現われるので、これにうまく着陸（ボタン）すると次の場面に移り、今度は戦車に乗りかえてジャングルを走行。敵装甲車の大砲を奪うと攻撃が強化される。次にジープ車庫で軍用ジープに乗りかえ、小回りのきく戦いを展開。最終場面はジャングルの奥にある捕虜収容所を探して破壊すると、捕虜を解放することになり一パターン終了となる。プレイヤーが三回破壊されるとゲーム終了だが、一定得点以上で一回増やされる。基板販売のみでＯＰ価格十三万三千円。

「東京見栄診療所」は見栄張りの度合を診断するもので、ＴＶ画面に示される質問に答えていくと最後に〝異常指数〟が表示される。質問はカウンセリング検査、臨床検査、脳波検査、解剖検査の四つの検査ごとに十問ずつあり、各質問はタイマー制。それぞれの検査終了時に〝異常〟と診断されると次の検査へ進めるが、〝正常〟と診断された場合は検査（プレイ）終了となる。つまり見栄張りの度合が強いほど長くプレイできることになる。アップライト型キャビネットでＯＰ価格三十五万円。

リバレーション

東京見栄診療所

人形を操作するアーケード機 2人用ボクシング

関西精機から「スマックス」

ボクシングがテーマのアーケードゲーム機「スマックス」が、㈱関西精機製作所（本社京都、古川謙三社長）から十二月下旬発売となった。

これは米国ＵＡＩパシフィック社が考案したゲーム機を、関西精機が許諾を受け同社独自のメカ技術により完成、製造へと進めたもの。

ボックス上に向かい合った二人のボクサーの人形があり、プレイヤー二人がそれぞれの人形を操作する。人形の後部に左右の腕に対応したレバーがあり、このレバーを倒すとパンチが出て、相手の顔面かボディーポイントに当たると十点。いずれかが七百点取るか六十秒（変更可能）経過すればゲーム終了。パンチの命中音、光る目、開始と終了のゴング音などがゲームを盛り上げる。定価六十九万円。

スマックス

アイレム「ロードランナー」第2弾 30場面で多彩に

「バンゲリング帝国の逆襲」基板

アイレム㈱（本社大阪、高嶋哲社長）からＴＶゲーム機「ロードランナー・バンゲリング帝国の逆襲」が一月下旬発売となる。

これは同社「ロードランナー」のパートⅡで、パターンが全部で三十パターン、敵キャラクターも十種類と多彩になり全体的にグレードアップされている。コマンダーが宝を取り戻すため、悪魔の偶像に支配されたバンゲリング帝国に侵入していくというゲームで、画面は主にハシゴ、バー、通路で構成されている。コマンダーをレバーで操作し、襲ってくる敵はボタンで穴をあけて落とす。落ちた敵はしばらく動けず、その間に頭上を通過できるが、時間がたつと敵ははい上がり（穴も再生され）再び襲ってくるので注意。宝を隠し持つ敵は穴に落ちると頭上に宝を出し、また時間がたつと通路上に宝を置くこともあるのでこれを取る。宝を全部取ると次のパターンへのハシゴが出現、ハシゴを上ると一パターンクリア。タイマーがなくなるかコマンダーが敵に捕われるとアウトになり、三回アウトでゲーム終了。基板販売とサブ基板販売（ロードランナーとバトルロードから変更）があり価格未定。

ロードランナー・バンゲリング帝国の逆襲

まるちかめらあいず MULTI CAMERA EYES No.35

ノイローゼ

鎌先英太郎

仮にノイローゼとしてみたのだけど、要するに現代社会を徘徊し現代社会を跋扈している闇の皇帝についての話なのである。

時代、時代によってその時代が必要とする人間の型というものは、その時代の社会の要因の均衡の上にユラぎながらも自ずから決められてゆく。

その微妙なユラぎに自分を合わせて各時代の人間は自分の型を決めてゆくという面を社会生活と言うこともできよう。

もちろん太古の時代からどうしてもその時代の中のユラぎに自分の型をあわせることが出来ない人人はいたのであり、各時代毎にいろいろな対応が所謂社会からとられていた。

いわく中世の阿呆船、面倒なことをぬきにして社会のユラぎに自分を合わすことが出来ないで自分がユラいでしまった人たちを船につめこんで、その船を陸地につかないようなところへさっさと流してしまう。

温和しいところでは村八分からはじまるのだが村の八分の方も所謂庶民である。

自分自身では金も力もない哀れな人人であり、その哀れさを権力をもつオカミの立場に置き換えて、オカミの権力を守るために蛸が自分の足を喰べるようなことを熱心にフィーバして村八分というやり方でパフォーマンスするのである。

庶民は金も力もないから金も力もある人たちについては卒直にそういう人が悠悠と生きているのは偉いとおもい許せるのであるが。同じように庶民であり、金も力もないのが悠悠としているのに対しては自分たちと同じように金も力もないのに、自分たちと同じようにあくせくときょろきょろとおどろおどろしながら生きてはいないことに苛立ちをおぼえるようになる。

やがてその鬱せきがこうじてくると、村八分がより攻撃的になってきて魔女をつくってゆく、中世では魔女であったのだがマッカーシズムになってくると魔女という名辞のかわりにアカという名辞が与えられたりもしてくる。

魔女にせよアカにせよどちらにしても社会のユラぎを拒否していることには間違いないのであり そういう人たちは本当は庶民の味方でありオカミの敵であるのだが、あまりにも庶民が貧しいマンタリテ（心性）におかれている社会では、庶民たちはその貧しいマンタリテ（心性）に耐えてゆくことすら出来ないようになり、昔から言われているように狐は虎の威を借りたくなってしまうのである。つまり虎の威を宣伝している番犬のようなマスコミに二十四時間自分たちの生活を包囲されているために、金も力もない自分たちの立場を百八十度転回させて金も力もあるオカミとかザイカイの人たちの立場と一致させてしまう。そうして魔女とかアカとかを攻撃してゆくのだが、一面では自分たちに金と力とが欠如していることは歴然としているので、金はなくて貧しくても心が豊かであればよいとか、名もなく貧しく美しくとかというたわごとを言うのだ。

翻って、本当に貧しい社会の中で心豊かに生きている人たちや貧しいのに美しく生きている人たちこそ現実の社会ではアカにされたり魔女にされたり阿呆船に乗せられたりしてしまうとも言える。

企業の人事移動と阿呆船との差異があまりにも乏しいことに現代社会で生活している私たちは唖然とせざるをえないではないのか。

あるいはセイカイとかザイカイの派閥争いはやはり自分たちが阿呆船に載せられたくない、自分たちが外されて魔女とかアカと呼ばれて火あぶりにされたくないというのに通底しているのではないか。

ジャック・デリダとかジル・ドゥルーズたちが説くように時代が後に下れば下るほど、社会の型は非常に微妙な微細なユラギの均衡の上に辛うじて成立するようになり、一夜のうちにごく些細な要因が一ミクロンでも左か右かにずれると型が変ってしまうのである。

その一ミクロンの差異のユラギに不幸にして気づかずにいたら、それこそ三越のオカダ氏のように。

「ナゼカ」

と満場で自分一人その何故かを知らずに、自分一人以外の満場の失笑をかうことになり、昔は失笑をかってもその失笑はその場限りのものであったのだが、今はちがう。

スポーツの場合でもホームランだけではなくて単なるヒットでさえも繰り返しまき返しビデオで再放送されるように、その何故かはその場だけではすまなくて日刊紙あるいは日刊紙だけではなくて週刊誌、月刊誌と絶え間なくその報道は繰り返され繰り返される度に増幅されその微細なところも虎の威を借りた狐の視座構造によって歪められ拡大されていってしまう

あっという間もなく現代の魔女は促成栽培されマスコミという阿呆船に載せられとめどない漂流を強いられてしまう。

カクエイ氏なども何と長期間にわたって阿呆船による漂流を強いられていることであろう。たいがいの阿呆船であればあのくらい長い間漂流していれば眼路はるか水平線の彼方にその船影は失われているはずだ。

逆に言えばオオモノ氏たちでも一度魔女に仕立てられたらさっさと阿呆船に乗せられてしまうのであるから、私たち雑魚にとって如何にその微妙な社会のユラギから外れることなく生きることが困難であるかということは、これはもう分りきったことなのである。

幼稚園のイジメからはじまり、人間三人寄ればこれ派閥のはじまりであるとかのオオヒラ氏がいみじくも述懐したとおりなのである。

現代社会では社会人であれば誰でも常に戦戦兢兢として生きてゆくことが強制されている。

自分の知らないところで自分の知らない時に自分が魔女やアカに仕立てられてしまっているのではないのか、次のミーティングで自分が何故かを発した時が自分が魔女になる時なのではないか。

核の問題はあまりにも大きく、私たちは雑魚のようにとりあえず阿呆船について毎朝不快な目覚めをむかえ、これがこうじてノイローゼとか不定愁訴とか心身症とかになってゆく。

Game Machine's Best Hit Games 25

■テーブル型ＴＶゲーム機 (TABLE VIDEOS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
❶	－	スパルタンＸ（アイレム） Spartan X (Irem)	8.94
2	1	ロードファイター（コナミ） Road Fighter (Konami)	7.65
3	3	ナイトギャル（日本物産） Night Gal* (Nichibutsu)	7.00
4	4	１９４２（カプコン） 1942 (Capcom)	6.88
❺	－	クラウンズゴルフ・イン・ハワイ（エスコ貿易） Crowns Golf in Hawaii (Esco)	6.50
❺	－	エキサイトバイク（任天堂） Excite Bike (Nintendo)	6.50
7	1	ミステリアスストーンズ（データイースト） Mysterious Stones (Data East)	6.00
8	6	グロブダー（ナムコ） Grobda (Namco)	5.82
9	7	パックランド（ナムコ） Pac-Land (Namco)	5.75
10	8	忍者くん（タイトー） Ninja-Kun (Taito)	5.60
11	9	雀王（新日本企画） Jang-oh* (SNK)	5.36
12	10	Ｂ－ウイング（データイースト） B-Wings (Data East)	5.36
13	11	ロードランナー（アイレム） Lode Runner (Irem)	5.28
14	12	クラウンズゴルフ（エスコ貿易） Crowns Golf (Esco)	5.26
15	15	ＶＳシステム テニス（任天堂） VS. System Tennis (Nintendo)	5.11
⓰	23	スターフォース（テーカン） Star Force (Tehkan)	5.00
17	5	メインエベント（新日本企画） Main Event (SNK)	5.00
18	16	エクイテス（アルファ電子／セガ社） Equites (Alpha/Sega)	4.93
19	13	ギャラガ（ナムコ） Galaga (Namco)	4.88
20	14	わい・ワイジョッキー・ゲートイン（ジャレコ） Photo Finish (Jaleco)	4.78
⓴	41	対戦空手道（データイースト） VS. Karate Champ (Data East)	4.78
22	22	ジャンゴウナイト（日本物産） Jangou Night* (Nichibutsu)	4.67
23	17	バンクパニック（セガ社） Bank Panic (Sega)	4.60
㉔	30	ドルアーガの塔（ナムコ） The Tower of Druaga (Namco)	4.56
㉕	39	ゼビウス（ナムコ） Xevious (Namco)	4.53

* The Traditional Japanese Games

■アップライト、コックピット型ＴＶゲーム機 (UPRIGHT/COCKPIT VIDEOS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
❶	3	ＴＸ－１ Ｖ８（辰巳電子） TX-1 V8 (Tatsumi)	8.50
2	1	ＧＰワールド（セガ社） GP World (Sega)	7.67
❸	－	パンチアウト（任天堂） Punch-Out (Nintendo)	7.50
❹	－	忍者ハヤテ（タイトー） Ninja Hayate (Taito)	7.43
5	2	スーパー・ドンキホーテ（ユニバーサル） Super Don Quix-Ote (Universal)	7.00
6	4	ＴＸ－１（辰巳電子） TX-1 (Tatsumi)	6.58
7	5	ポールポジションII（ナムコ） Pole Position II (Namco)	6.38
8	7	サンダーストーム（データイースト） Thunder Storm (Data East)	5.60
❾	12	ポールポジション（ナムコ） Pole Position (Namco)	5.50
10	8	バッドランズ（コナミ） Badlands (Konami)	5.13
11	6	スーパーパンチアウト（任天堂） Super Punch-Out (Nintendo)	5.07
12	9	コスモス・サーキット（タイトー） Cosmos Circuit (Taito)	4.60
13	13	レーザーグランプリ（タイトー） Laser Grand Prix (Taito)	4.50
14	11	スターウォーズ（アタリ） Star Wars (Atari)	4.00
15	14	モナコグランプリ（セガ社） Monaco G.P (Sega)	4.00
15	15	スターブレイザー（セガ社） Starblazer (Sega)	4.00

■フリッパー (FLIPPERS)

	前回	機種名（メーカー名） MODEL (MANUFACTURER)	評価 (RATING)
1	1	ザ・ゲームズ（ゴットリーブ） The Games (Gottlieb)	7.00
❷	3	ホーンテッドハウス（ゴットリーブ） Haunted House (Gottlieb)	6.50
❸	5	エンブリオン（バリー） Embryon (Bally)	5.50
4	4	ファイアーパワーII（ウィリアムズ） Fire Power II (Williams)	5.00
❺	7	ブラックピラミッド（バリー） Black Pyramid (Bally)	4.33

調査ご協力店（順不同）

ルナパーク（東京・新宿）、ロサ・ゲームランド（東京・池袋）、ドリームイン河原町（京都・四条河原町）、タイトースペシャル（大阪・梅田）＝㈱タイトー； Ｊ＆Ｂ（東京・神田）、ＵＦＯ(東京・鶯谷)、セガセンター・ニュー光（大阪・心斎橋）、モンテカルロ立命（京都・北区）＝㈱セガ・エンタープライゼス； ゲームスペース・ミライヤ（東京・蒲田）、プレイシティキャロット新宿店（東京・新宿）、ビッグキャロット新橋店（東京・新橋）、なんばシティビッグキャロット（大阪・難波）＝㈱ナムコ； ゲームスポット・チェスター（大阪・梅田）、アメニティパーク・リノ千日前店（大阪・千日前）＝㈱アポロ； カーニバルプラザ（東京・新宿）＝㈱エスコ貿易； ワールドゲーム・ミヤコ（東京・新宿）＝㈱東京キャビオート； ゲームプラザ・シルビア（東京・新宿）＝㈱東京マルサン； 名鉄レジャック（名古屋・駅前）＝㈱水野商会； ビデオイン・キャッスル（小倉・駅前）＝㈲太平会館； ビデオイン・マツヤ（京都・今出川）＝㈱岡田商会； 玉造ゲームセンター（大阪・玉造）＝峯興業㈲； ボウルタカハシ・ゲームセンター（大阪・阿倍野）＝㈱大阪サービスゲームス。

評価 (RATING) 調査ロケーションの設置機種を売上げと人気度から見たランク付けで、各オペレーターの判断によるデータを集計、その平均値を示したもの 数字の意味は10：これ以上ない爆発的な人気と売上げ、9：すばらしい人気と売上げ、8：大変いい人気と売上げ、7：いい人気と売上げ、6：まあいい人気と売上げ、5：平均的なもの、4：平均以下(以下省略)

新風営法でゲームセンターはどう変るか？ 「新風営法入門講座」 ⑦

合憲違憲を問えるか

風営法で最も重い罪は「無許可営業」

問 新風営法では「風俗営業」と「風俗関連営業」の二種類に分けていますが、いずれも「営業」という点では同じですね。つまり「営業」でなければ新風営法と関係ない。では法律上その扱いはどう区別されているのでしょうか。

答 簡単に言えば「風俗営業」は新法第二条第一項一号から八号までに規定される営業で、「許可」（第三条）の必要なもの。「風俗関連営業」は新法第二条第四項一号から五号までに規定される営業で、営業許可を必要としないものです。ですから「許可営業」かどうかでまず区別されます。

さらに後者は「届出営業」であって、許可営業ではない、と言うことができます。なお「深夜飲食店営業」のうち、酒類を提供するものも届出制です。新法では「風俗関連営業」と「深夜飲食店」と「興行場営業」をひっくるめて「風俗関連営業等」と「等」をつけ、違反行為があれば営業停止や営業廃止を命じることができるようにしました。つまり「風俗関連営業等」に該当する営業には「許可」はないのです。

問 でも「許可」のある「風俗営業」も、許可の定義が「法令により、ある行為の一般的な制限、禁止を特定の場合においてのみ解除して、適法になるようにする行為」であり、風俗営業の許可の性質は「法律による一般的禁止を解除するもの」とされています（シリーズ①参照）。許可制は憲法第二十二条第一項で保障する「営業の自由」（職業選択の自由）とも関連しますので、新風営法で新たに「八号営業」が加わりましたが、八号営業の規定の内容によっては憲法違反の疑いも出てきませんか。

答 「注解特別刑法第七巻」風俗営業等取締法では、「営業の自由に対する立法的規制の合憲性判断の基準は、その規制が、個人の自由な経済活動からもたらされる弊害を除去ないし緩和するための（風俗営業等に対する規制など）消極的、警察的取締の場合」「規制の目的、態様等が合理的なものであるかどうかの審査に服する」（16ページ）として、最高裁判決の例を示しています。同書では「一般的にいえば」として、風俗営業等に関する規制は合憲とされることを示していますが、「八号営業」の場合はその規制内容いかんによって合憲か否かが裁判所で争われることも十分考えられます。

問 例えば、自分は健全なゲーム機で健全なゲーム場経営をしているにすぎないから、といっても「風俗営業」から逃れられるわけがないのでしょうか。

答 それは一般的であって、具体性を欠く質問なので答えようがありません。要するに新法第二条第一項第八号に該当する営業ならば「風俗営業」であり、第八号で委任されている国家公安委員会規則と政令とを合わせてやっと「八号営業」が規定されるわけです。こうして規定された「八号営業」に該当する場合、当然風俗営業であり、さまざまな規則を受けることになります。

問 その規則のうち最も厳しいのが「許可制」ということですね。新法第三条でも「風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（……）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならない」とし、これに違反すると「無許可営業」として一年以下の懲役もしくは五十万円以下の罰金またはこれらの併科、という新法最高の罰則が適用されることになるわけですね。

現行法でも第二条第一項で「営業の許可」を定めており、ほぼ同様ですが、罰則のうち罰金三万円以下が五十万円以下と引上げられています。さて、現行法での違反取締り状況では具体的にどうなっているのでしょうか。

答 これは昭和五十八年度のデータですが、風俗営業等取締法違反事犯の検挙総数は一万一千六百八件、一万二千七百六十六人で、違反態様別では最も多いのが「営業の時間制限違反」三三・七%、次に「年少者使用違反」一四・四%、「客引行為」一四・〇%、「無許可営業」一二・三%…の順となっています。

念のため言っておきますが、これらは検挙されたが実態であって、違反行為は必らずしも検挙と同じことにならない点に留意して下さいね。

うち「無許可営業」は深夜飲食店営業で接待などを行なったものが多く含まれていますが、「時間外営業」との区分もあり複雑になるので、注釈はこの程度にしましょう。

問 ではひとつ簡単な質問として、自分の営業が許可の必要な風俗営業と知らないで、許可なくその営業を営んだ場合はどうなるのでしょう。

答 刑法第三十八条第三項に「法律を知らざるをもって罪を犯す意なしと為すことを得ず」とあり、これは刑法第八条により他の法律にも適用されます。「無許可営業罪」は故意犯ですが、風営許可の必要を知らないとしても、あるいは自分の営業が風俗営業に該当しないと考えていても、いずれも「法律の錯誤」にすぎません。つまり「故意」を阻却しないわけです。

ご質問の営業が法律上の風俗営業なら、間違いなく無許可営業となるでしょう。

新風営法を勉強する会

Overseas Readers Column

Nintendo's "Fami-Com" Invades Japan's Family

Nintendo's "F-1 Race"

Namco's "Xevious"

Nintendo's "Family Computer" (Console)

Since the end of last year, "Family Computer" of Nintendo Ltd. of Kyoto has sold explosively, and the toy corners of department stores have been crowded with shoppers who want to buy "Family Computer". Despite Nintendo's full-scale production to meet demand, "Family Computer" has been sold out across Japan. Thus, Nintendo is letting out a "screech of joy".

Nintendo's "Family Computer" is a home computer console for consumers unveiled in July 1983. Although its retail price is low at 14,800 yen, it is capable of offering a fine screen play by means of 53 colors and 6,144 dots, thereby attracting ordinary consumers — children, among others, including junior high school children in the main. Thus, "Family Computer" is beginning to boom. Game cartridges are also cheap — 3,800 yen/cartridge — gradually becoming popular due to announcement of hit games, such as "Donkey Kong" and "Popeye" and "F-1 Race" one after another. At present, there are 20 odd cartridges of Nintendo's own make, several cartridges of Namco Ltd. including "Pac-Man" and "Xevious," Hudson Soft's "Lode Runner," totaling about 30 cartridges.

"Family Computer" consoles have so far been sold on the domestic market alone. However, there has been a conspicuous increase in demand. During the period from July 1983 to August 1984, 1,400,000 units were shipped; 800,000 units for 4 months from September to December 1984. Thus, a total of 2,200,000 units were shipped by December. However, by mid-December "Family Computer" had been sold out across Japan. To meet increasing demand, Nintendo increased its monthly production capability to the 200,000 units range in 1984, and is planning to expand it to the 300,000 units range from January this year. Thus, Nintendo has done its best to respond to the possibility that "Family Computer" will boom unprecedentedly.

Apart from the favorable domestic situation, Nintendo is preparing to export "Family Computer" to foreign countries. As the first step, Nintendo will exhibit it at the International Winter Consumer Electronics Show to be held in Las Vegas in January 5 — 8, 1985. Elaborate, sophisticated home video games, which have not been available on the American market, will be exhibited in the U.S., and this will help the American video game market to enter into a new phase. It is expected that its exhibition will also bring wonderful results to the coin-op business.

At first, Nintendo expected that a cumulative total of domestic sales of "Family Computer" will reach 4,000,000 units; now, however, the final total is estimated at 5,500,000 units. If so, about 15% of 37,000,000 families in Japan will have "Family Computer". This signifies that the healthy nature of amusement video games has been gradually reviewed. Additionally, Nintendo is preparing for exports. These moves are worth watching.

Konami GmbH Was Established In Frankfurt By Konami Industry

On December 26, Konami Industry Co., Ltd. of Osaka announced that it established a subsidiary, Konami GmbH, in Frankfurt an Main, as a sales base in Europe.

Capitalized at 400,000 German Mark (fully paid by Konami), Konami GmbH of Frankfurt an Main was established on December 19. It will reportedly set about sales of Konami Industry's coin-op video games, their PC boards, and video game cartridges for MSX personal computers in the European market.

Konami Industry already has Konami Co., Ltd. of Tokyo, a domestic subsidiary intended for sales, and has two overseas sales subsidiaries, Konami Inc. of Chicago, U.S.A. and Konami Ltd. of London, U.K. Thus, Konami GmbH is the third overseas subsidiary.

Konami Industry is strengthening the export of video game cartridges for MSX personal computers, and is exporting "Hyper Olympic," "Hyper Sports," "Circus Charlie," etc. Konami intends to export 200,000 units to the U.K., 400,000 units to West Germany, 400,000 units to France, 200,000 units to the U.S. and 100,000 units to the other countries — 1,300,000 units in total.

Sega Intends To Establish A Subsidiary In The U.S.

On December 26, in reply to *Game Machine's* inquiry, Hayao Nakayama, president of Sega Enterprises, Ltd. of Tokyo stated that Sega will establish a subsidiary in the U.S. in March or April, 1985, to make it serve as a sales base for its coin-op video games.

Since Sega Electronics U.S. was bought by Bally Manufacturing Corp. of Chicago in the summer of 1983, Sega of Japan's products have been supplied to the U.S. market mainly by Bally Midway Mfg. Co., a Bally Mfg. Corp.'s subsidiary. According to an agreement between the two companies, this supply has been continued in such a manner that Bally has the first refusal right concerning Sega's games. This agreement will expire in March 1985.

On December 13, Bally Mfg. Corp. announced that it will dramatically reduce the amusement games division, and also write off $150 million. Bally has continued to incur a huge loss for two years in respect of its amusement games equipment business. Bally, however, is not the only sufferer. All other amusement game manufacturers in the U.S. are suffering from the general market sluggishness. It is often said that the American coin-op videos business is in its worst condition.

According to Nakayama, there are possibilities of recovery, since the American market is changing for the worse. He said that "Good games can surely be sold in the U.S. market, if done adequately." According to him, the said subsidiary that will serve as a sales base, will be opened when the agreement with Bally will terminate, and it will probably be located in Chicago. The new subsidiary will consist of 10 staffs, and it is said that David Rosen, a founder of Sega Enterprises, may again become a staff.

Although this subsidiary is under consideration, it will most probably enliven the American video game business, if Sega of Japan establishes it in Chicago, and advances into the American market in earnest.

Editor: *Masumi Akagi*
Amusement Press, Inc.
9-16, Kamiyamacho, Kita-ku,
Osaka, 530 Japan

フレキシブルに登場! ユニバーサル システム1(ワン)。
☆ユニバーサル システム1は年に2～3本の作品を提供します。
ユニバーサル システム1仕様 汎用キット
「スーパー・ドンキホーテ」
も発売しています。
❶ スーパー・ドンキホーテ SUPER DON QUIX-OTE MODEL NO.8405 1984.11 発売
❷ アドベンチャー・ミスタードゥ ADVENTURE Mr.Do! MODEL NO.8515 1985.3 発売予定
❸ タイム・スリップ TIME SLIP MODEL NO.8531 1985.7 発売予定
❹ ワイルダーネス・キングダム WILDERNESS KINGDOM MODEL NO.8554 1985.11 発売予定
❺ アドベンチャー・イン・ミドルアース ADVENTURE IN MIDDLE EARTH MODEL NO.8612 1986.3 発売予定
❻ スペース・ドラキュラ SPACE DRACULA MODEL NO.8625 1986.7 発売予定
❼ サーカス・サーカス CIRCUS CIRCUS MODEL NO.8652 1986.11 発売予定
(作品の名称等は予告なしに、変更する場合もありますので、あらかじめご了承下さい。)
○フロントオープンでメンテナンス作業は非常に楽です。
○ステレオで音響効果の迫力満点。
○アジャスター付き。
SUPER DON QUIX-OTE™
スーパー・ドンキホーテ
あのドンキホーテが織りなす、愛と冒険のファンタジー!
仕様／ 1800(H) x 640(W) x 800(D) m/m AC100V 50/60Hz 180W (20'')
95-2835